

川大臣が辞任をされたという知らせを受けました。その後、十八時十分ごろに、二十三日は林大臣との初顔合わせは行われず、二十四日に改めて時間をとつて顔合わせを行うという連絡を受けたところでございます。

農林水産省の副大臣及び政務官は、西川大臣が辞任され、林大臣が就任されるまでの間、十八時過ぎまでは私が登庁しておりますが、委員がおつしやったように、十八時ごろから二十時ごろまでは佐藤政務官が登序されたというふうに承知をしているところであります。

また、退庁していた副大臣及び政務官も含め、全員が都内近郊で事務方と連絡がとれる体制になっていたことから、農林水産省といたしましては、危機管理上問題があつたとは考えておりません。

○中川大臣政務官 二月二十三日月曜日の夕刻は、十七時ごろ退庁し、議員会館の事務所に在室をいたしておりました。十七時四十分ごろ、秘書官から、西川大臣が辞任をされ、登庁の必要があるかもしれないで、都内で待機をするよう連絡を受けました。その後、十八時十分ごろ、二十三日には初顔合わせは行われず、二十四日に改めて時間をとつて初顔合わせを行うとの連絡を受けました。

私といたしましては、登庁し、林新大臣にお会いをしたいとの思いはございましたけれども、当日前、新大臣の就任記者会見などの日程もあることを踏まえまして、事務方からの連絡どおり、登庁しないことといたしました。

その後、十八時三十分ごろから二十一時ごろまで、都内で支援者の方々との会合に出席をいたしました。さらにその後、門議員とお会いをし、会食をいたしました。

事務方からは、私を含め、農林水産省の副大臣、政務官は全て都内近郊で連絡がとれる体制になつていると聞いており、農林水産省の危機管理上、特に問題があつたと考えてはおりません。

危機管理上の問題は別といたしまして、私の率な行動によりまして皆様方をお騒がせいたしま

したことについて、深くおわびを申し上げます。

また、体調については回復基調にあると感じておりますと存じます。

おりまして、私といたしましては、早急に退院の場で申し上げることは差し控えさせていただきたいといいます。

医師と相談をし、通告を受けた時間も考慮の上、外出可能との診断をいただいて国会に出席をさせていただいているところでございます。

○小山委員 大臣が辞任をする、交代が起きるというような、最高責任者の空白が起きたよう、農水省にとっては、責任の所在が、権力の空白が起きたことは全て悪い現象であり、また、それらは農協の今までの体制が悪かつたからのような印象をうけます。

農業人口が減ったことは、戦後直後と比べて、機械化、トラクターとかコンバイン、田植え機、こういったものが導入をされまして、農業労働時間の大大幅な短縮があったこと、これらの機械化の進展によって専業農家だった農家が農作業の手間が大幅に省かれて、兼業農家となり、また、余剰人口が都市部に流れ、高度成長期の日本の発展を労働力という面から支えたわけでございます。また、大規模化によつて農家数が減つたということは、役所の役人が、特に農水省本庁にいなくともいいよということであつても、基本的には、やはり農水省に在厅するというような責任感というか緊張感というものが必要だつたのではないか、私はそのような認識を持つております。

ぜひ、役人の方からもそういうアドバイスがあり、また役所の人間と連絡がとれるというような状況ではあつたということは伺いましたし、

また都内にも皆さんいらしたということではあるんですけども、新任の林大臣を以前もやつていらっしゃつしゃつた、また戻られたわけですから、もやはり大臣をお迎えするというような緊張感もあつた方がよかつたのではないか、私はそのようを感じております。

次に、農業人口の減少に関する政府の認識についてお伺いをいたします。

安倍総理は、施政方針演説で、戦後一千六百万人を超えていた農業人口は、現在二百万人、この

そのまま読み上げておりますけれども、その次の言葉が、もはや、農政の大改革は待つたなしでありますと述べています。私は、ここに論理の飛躍があるように思います。

そして、その後に、農協改革の話になるのですがと続けるんですけれども、これでは、まるで農業人口の減少が起り、農業従事者の高齢化が起きたことは全て悪い現象であり、また、それらは農協の今までの体制が悪かつたからのような印象をうけます。

農業人口が減ったことは、戦後直後と比べて、機械化、トラクターとかコンバイン、田植え機、こういったものが導入をされまして、農業労働時間の大大幅な短縮があったこと、これらの機械化の進展によって専業農家だった農家が農作業の手間が大幅に省かれて、兼業農家となり、また、余剰人口が都市部に流れ、高度成長期の日本の発展を労働力という面から支えたわけでございます。また、大規模化によつて農家数が減つたということは、役所の役人が、特に農水省本庁にいなくともいいよということであつても、基本的には、やはり農水省に在厅するというような責任感というか緊張感というものが必要だつたのではないか、私はそのような認識を持つております。

必ずしも、戦後直後より農業従事者が減少したことでもつて農業の発展にとって阻害要因がつたというのは、私は言い過ぎではないかと思う。もちろん、人口が減ることは悪い側面もあるかと思いますが、全て阻害要因だつたというのではなく、過去ではないかと考えております。

これについて、予算委員会の第六分科会で質問いたしましたが、このときに、もう一つの高齢化の方については、あべ副大臣から御答弁いただきましたけれども、農業従事者の人口減少に対する政府の認識については御答弁がございませんでした。その認識については御答弁がございませんでしたので、改めて、政府は、戦後の農業人口の減少について、どのような要因でそれが起きたのか、それは批判されるべきことだけなのか、また、口

ボットの導入も進めるという中で、そしてまた日本全体の人口が減少する中で、望ましい農業人口はどの程度だと考へているのか。

これは大規模化をどの程度進めしていくかなど、これを考へる上でも大事なことであります。これ

については、予算委員会分科会に出席できなかつた中川政務官から御答弁いただきたいと思います。

○中川大臣政務官 委員御指摘のとおり、農業就業人口は、昭和三十五年の千四百五十四万人から平成二十五年の二百三十九万ひと大きく減少しております。

その要因といたしましては、高度経済成長期における、農業外部からの労働力需要が強かつたことから、多くの農家世帯が他産業に就業して都

市部に流出したこと、その後も、若年就業者の確保が進まず、高齢化が急速に進展する中で、高齢農業者の離農が進んだことなどが考えられるといふふうに思います。

私は、大規模化や機械化の進展により生産性が向上するものの、現在の農業構造につきましては、六十五歳以上が六割を占めるなど高齢化が極端に進んでおり、持続可能なものとしていく必要があるというふうに認識しております。このため、新規就農を促進し、世代間のバランスのとれた就業構造にしていくことが重要と考えており、現在進めている新たな食料・農業・農村基本計画の策定とあわせて、十年後の望ましい農業構造の姿と農業労働力の見通しを示していくこととしたおります。

このようない農業人口減少以外にも、我が国の農業、農村は、耕作放棄地の増大、農業所得の減少など課題がありますことから、強い農業水産業と美しく活力ある農山漁村を実現させるための農政改革を実施しているところでございます。

これらを着実に進めていくことにより、我が国農業、農村の活性化を実現し、農業を若者に魅力ある産業に成長していくかと、考えています。

十年後に現在と同程度の生産を維持するためには、土地利用型作物以外、野菜、果樹、畜産等でござりますけれども、につきましては、現在と同程度の約六十万人、土地利用型作物については、現在と同構造改革が進むことを前提としても、約三十万

人、両者を合わせて、少なくとも九十万以上が必要と試算しているところでございます。

十年後の農業就業者数につきましては、趨勢では、六十代以下で九十九万人を下回るが、農業の内外からの青年層の新規就農によりまして、若い農業者が定着ベースで倍増すれば、六十代以下で九十万人以上を確保することが可能となるというふうに見通しているところでございます。

○小山委員 どちらかといふと、今後の政府の答弁においても、高齢化の方が問題であるということしかと思います。もし私が計算を間違つていたら恐縮ですが、今までさらには、大規模化とかロボット化、機械化で人口は減つていくということですから、総理の施政方針演説ということで、非常に短い文章の中で、いろいろなことを詰めなきやいけないというのもあるとは思うんですけれども、今の答弁の中にもありました、農業人口の減少というものは全て悪い、マイナス要因だということを考えて、そういう見通しであるということを考えたところもあつたんじやないかな、私はそのように感じております。

次に、高齢化のところで、先日の予算委員会第六分科会でも質問させていただきましたけれども、このことについて、もう少し深掘りをしていただきたいと思います。

高齢農業従事者を農政の中で、では、逆にどのように位置づけるかということについて政府の認識を伺いたい。

今、中川政務官からもお話をありました、農業を若者にとって魅力のある産業に成長させたいといふことは私も認識を共有するところであります。

一方で、我が国の農業はよくも悪くも高齢者が担つておられるという現状もあります。これは裏を返せば、製造業やサービス産業と異なつて、高齢者でも生産に従事できるという農業の特徴でもありますし、また、生涯現役で農業に従事することも

でき、高齢者にも適した産業であるということを示していかなければと思います。

また、最近では、長野県のように、長寿健康県で、実は高齢者で農業従事者の多い地域は、介護の比率が少なくて、結果として医療、介護コストの削減というような効果も見られるんじゃないかなという考え方もあります。

こういった中で、六十五歳以上の高齢農業者の方をどうやって農政の中で位置づけるか、御答弁をいただきたいと思います。

○あべ副大臣 委員にお答えいたします。

高齢農業従事者、その豊富な知識、経験を生かして、農業に関するさまざまな活動、また、地域活動に取り組んでいくことは、農山漁村の維持、活性化を図つていく上で重要なことは認識しているところでございます。

こういう観点から、農林水産省におきましては、水路、農道などの地域の資源を、高齢者を含む地域全体で維持管理し、農業、農村の多面的機能の発揮を図る活動の支援、また、地域の高齢者の参画を得まして、農山漁村の持つ豊かな自然また、伝統的な食を活用いたしまして、農山漁村の活性化を図る取り組み、例えば特産品づくり、都市住民参加の体験活動などへの支援などの施策を講じてきているところでございます。

こうした取り組みによりまして、高齢農業従事者の知識や経験も生かしつつ、農山漁村の維持、活性化を図つてまいりたいと思っております。

○小山委員 ここからは、農協法の制度変更について伺つていただきたいと思います。

まず、骨格によりますと、理事の過半を認定農業者や農産物販売のプロとするとのことですけれども、農産物販売のプロといふのは、どういう定義で、どういった人たちのことを指すのか。

例えば、今ある全農とか経済連に勤めた、いわゆる学識職員のOBなどもこのプロの中に入るのかも。恐らくイメージとしては、それぞれの地域でかなり手広く農産物を他の農家さんからも買つて

売つている、農産物の売買をかなり専門的にやっている、自分自身でも農家として大規模にやつておられる、そういう人たちをイメージしているのかなというふうに私も感じております。

農協の理事については、それぞれの地区で選出をするんですけども、選出の結果、認定農業者や農産物販売のプロといった人たちがそれぞれの地域で選ばれずに、過半数に届かない場合というのでは、今回の法制度の変更の骨格と反するような理事会の選出結果になることも考えられると思うんですが、その場合はどうするのか、お尋ねしたいと思います。

○奥原政府参考人 今回の制度の骨格におきましては、理事の過半を認定農業者の方と、それから販売とか経営のプロの方にする、ただし、原則としてという言葉がそこに入つております。

まず、販売のプロの方がどういう方かということが、現在、法律の条文の作成を進めておりますので、まだ完全に確定はしておりませんが、制度の骨格のときのイメージでいきますと、現在の農協の農産物の販売の仕方は、ほとんどは委託販売ということです。しかも、農家から農産物を集荷して、これを市場等に出荷する、こういったものが中心になつておりますが、今のようないい食料が過剰な状況のもとで有利に販売していると見えます。

こうした仕事は、やはり末端の消費者ですとか実需者のところに、相手のニーズに応じる形できちんと販売をしていかないと、農家の手取りは上がつていかないというふうに考えております。ですから、そういうような販売の仕方がきちんとできる方をできるだけ理事の方の中に入れていただくという発想でございます。

農協の職員の方の中にも、そういうことに取り組んでいただいている方は当然いらっしゃいます

が、どういう方が販売能力があるかということになります。

その上で、こういう販売のプロの方と、それから認定農業者の方で理事の過半を占めるということを今回ルール化することになつておりますけれども、制度の骨格でも、原則としてという言葉が入つておりますので、具体的な法律の条文のつくり方はいろいろ検討しておりますけれども、実際に、その地域の中に認定農業者の方がほとんどないという地域も中にはあります。

によっては、農業経営基盤強化法に基づく市町村の基本構想が決められていないといった市町村もありますので、ここは認定農家はいないといふことに当然なりますといった実態も踏まえた上で、

この例外についてどういう形にするかということは、法律の条文としてよく詰めたいというふうに考えております。

○小山委員 原則としてという言葉が入るということで、必ずしも認定農業者や農産物販売のプロということで過半を占めなくてもいいと。これであれば、何のために法改正をするのか、法改正しなくてもいいんじゃないかというふうに私は感じました。

それと、この骨格の部分で農産物販売のプロといふものの定義がなされていないというのも、私自身はいかがなものかと。この定義すらなされていらないまま骨格がもう出されているということからしても、ちょっと今回の法改正というのは、

何のために行うのか、本当に農水省の方も、農水省としてこれがやるべきことなのか、むしろ規制改革会議の言いなりみたいなつてはいるんじやないか、こういったことを私は正直感じました。

協同組合というのは一人一票なんですね。それで、素人かもしれないけれども、自分たちが經營に参画をして、経営参加というようなことがあります。だからこそ、また後ほど触れていただきたいと思いますけれども、必ずしもプロばかりではなく

い、だれども、プロの方の中には含まれる場合もあつたり、地域の中では最もすぐれた方が理事になつたり組合長になつたりする場合もあるかと思います。時には、必ずしもそういう適格ではない方ばかりで理事が構成される場合もあるかもしれない、民主的な手続の中で。

だからこそ、全中の業務監査、経営改善指導、これによってJAの経営の安定性、そして財務の安定性というものは確保されてきたわけであります。このことを考えてみても、今回の、またこれからも触れてきますが、ますますこれは、全中の経営改善指導、そして業務監査というものは続けるべきだと私は思います。

そして、今のことに関連しますけれども、今後、有利販売、実質的には農協による買取り販売を拡大していくということです。

私は、これも非常にリスクが大きいことだと。

今まさに奥原局長がお話しになつたように、今は物があふれ返つていて、なかなか簡単に売れる時代ではないという御答弁がございました。だからこそ、リスクが大きいんです。

森林組合が、財務がなぜあそこまで毀損をして、そして合併が必要になつたかというと、これ

は全部買い取り販売で、赤字が出ているんです。

同じようなことが、受託販売はリスクがないか

ら、協同組合にとっては、確かに、非常に自分たちにこつてはリスクの少ないやり方であったと思

いますし、私も買い取り販売を否定するものではないんですけども、ただ、これから積極的に乗り出していくこうことで、これが相当リスクがある、今の日本の需要の状況からしても。

そういったときに、株式会社であれば、これは安く仕入れて高く売る、そして会社の利益の最大化を図つて、理屈で言えば配当をふやすと、うなことにならうかと思いますが、協同組合は組

合員に資するための組織ですから、農協であれば、できる限り組合員のつくった農作物を入れて高く売る、というようなことが組織として命になつてこようかと思います。

その際に、認定農業者や農産物販売のプロが、例えば、余り人を疑うようなことは言いたくないと思います。時には、必ずしもそういう適格ではない方ばかりで理事が構成される場合もあるかもしれない、民主的な手続の中で。

ですから、全中の業務監査、経営改善指導、これによってJAの経営の安定性、そして財務の安定性というものは確保されてきたわけであります。このことを考えてみても、今回の、またこれからも触れてきますが、ますますこれは、全中の経営改善指導、そして業務監査というものは続けるべきだと私は思います。

そして、今のことに関連しますけれども、今後、有利販売、実質的には農協による買取り販売を拡大していくということです。

私は、これも非常にリスクが大きいことだと。今まさに奥原局長がお話しになつたように、今は物があふれ返つていて、なかなか簡単に売れる時代ではないという御答弁がございました。だからこそ、リスクが大きいんです。

森林組合が、財務がなぜあそこまで毀損をして、そして合併が必要になつたかというと、これは全部買い取り販売で、赤字が出ているんです。

同じようなことが、受託販売はリスクがないから、協同組合にとっては、確かに、非常に自分たちにこつてはリスクの少ないやり方であったと思

いますし、私も買い取り販売を否定するものではないんですけども、ただ、これから積極的に乗り出していくこうことで、これが相当リスクがある、今の日本の需要の状況からしても。

そういったときに、株式会社であれば、これは安く仕入れて高く売る、そして会社の利益の最大化を図つて、理屈で言えば配当をふやすと、うなことにならうかと思いますが、協同組合は組合員に資するための組織ですから、農協であれば、できる限り組合員のつくった農作物を入れて高く売る、というようなことが組織として命になつてこようかと思います。

その際に、認定農業者や農産物販売のプロが、例えば、余り人を疑うようなことは言いたくない

と思います。

現在の農協法の中でも、これにつきましては、

例えば農協の理事についてはいろいろな義務がかかりております。例えば、善管注意義務もかかりますし、それから、法律の三十五条の二の

第一項というところでは忠実義務という規定もかかりております。これは、農協に損失を与えない

ことがあります。

このような利己的な取引に対しても理事会のチエックがあるということですけれども、その理

事会も、例えば声の大きい大農家とか、農協を通じているような人が理事になつた場合、他の理

事が適正にチェックできない、口をつぐんでしま

うというような可能性も、残念ながら、現場の話を聞くと、あると言わざるを得ない。農産物販売のプロであれば、こういった影響力を行使することは十分可能性としてあるわけであります。

こういう利己的な取引を防ぐためにも、全中の業務監査、経営指導がトップとして存在してい

たわけですが、少なくとも強制的な経営指導や業務監査は廃止され、多分実質的に、今

後、これはコストの面から行われなくなつていくことだと思います。

理事会以外に、このような利己的な取引、背任的取引を防ぐ仕組みというものは想定している

ことだと思います。

理事会以外に、このようないくつかの問題がござります。それから、刑法上の背任の条項に該

する事も当然出てまいります。それともう一つは、行政の方の検査、それから監督も当然行わ

れていますので、そういうことを通じて、理事会の不正についてはきちんとチェックをしていくと

いうことになると思つております。

○奥原政府参考人 農産物の販売におきましては、できるだけ高く売つていただくということが一番大事なことで、そうやって、農家の所得、手

取りをどうやってあやすかというものが今回の農協改革の最大の眼目だというふうに考えておりま

す。

それができるように、担い手のニーズをきちんと踏まえた運営をする、あるいは販売能力を高め

て、農協が地域のインフラとしての機能を果たしている、これは事実だと思います。事実でありますけれども、だからといって、法律的に農協が地

域住民のためのいわば協同組合であるということにはならない、こういうふうに考えておるところ

でございます。

また、歴史的経緯についてお尋ねがございま

たが、農協は、昭和二十二年に、戦後の民主化政

策の一環として制定された農業協同組合法に基づいて、農業者の自主的団体として設立されたもの

のというふうに認識をしております。

また、昨年九月二十五日に掲載されました同紙の読者モニター調査におきましては、二六%の方が、中央会があることにより、あなたの地域のJAが、独自の工夫をして、農業を振興するところがございますが、四〇%が、思わないと回答しているところであります。

このように、いわゆる数の問題だけではなく、単位農協の自由な経営展開を促すという点で、この中央会の制度を否定的に捉える人も存在するところは事実でございます。

そうした中、農協システムを現在の経済環境に適応したものにしていくという観点から見直していく必要があるものだと私どもは考えております。

○小山委員 質問の持ち時間が来ましたので終りますが、七百JAのうちのわずか十農協、そしてまたモニター調査でも四割が感じないと言つてゐるわけですから、私は、これは根拠がやはり弱いと思います。

以上で終わります。

○江藤委員長 次に、福島伸享君。

○福島委員 民主党の福島伸享でございます。二年ぶりに国会に戻つてまいりまして、初めて野党として質問させていただきます。

林大臣と議論できることを幸せに思つておりますし、江藤委員長が野党時代、本当に地元を一生懸命歩いて得た農家の声を質問にぶつける姿を見て、私もまぶしい思いで見詰めて、一年間の浪人時代、ずっと地元を歩き、時には若い農家たちと夜遅くまで杯を酌み交わしながら、いろいろな思いを受けとめてまいりました。きょうは、その思いを林大臣にぶつけてまいりたいと思っております。大臣所信をお聞きいたしますと、攻めの農林水産業とか強い農林水産業、非常に勇ましい言葉が躍つていると思います。しかし、あの所信を聞いて、多くの地元の仲間たちにお話を伺うと、何か自分たちのこととは全然別世界のことだね、本当

に農業の話をしているのというような感想を多くお聞きいたしました。私の歩いている皮膚感を見ても、いきなり攻めの農林水産業とか強い農林水産業と言わなくても、皆さんが気にしてるのは、今これだけ米の値段が下がつてどうなつちやうのかねとか、TPPで自分たちはどうなつちやうのかね、そういう不安感とか閉塞感ばかりなんですね。

最近、サッカーの日本代表のチームは監督が変わりましたけれども、攻めのサッカーをやるんだといつても、その監督はブラジルと同じようなサッカーはできないわけですよ。今の日本のサッカーの代表チームの実力を見ながら、攻めのサッカーをやるにしても、どういうサッカーをやるんだという戦術を考えるのが私は監督の役割であると思つております。

まず、大臣の基本的な認識として、攻めの農業、強い農業を掲げる中で、一体、今の農業とか農村の現状をそもそもどのように認識されていて、また、そういう状況になつている原因はどこにあるかということについて、大臣の御所見をお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 福島委員におかれましては、お戻りいただきて本当に歓迎をいたしたい、こういうふうに思います。

二年間、浪人時代に随分お回りになつたということですが、私も、それほど数はないかもしれませんけれども、この半年間は大臣の職を離れておられたので、なるべく地元に帰つていろいろな方の意見を聞くようにしておりました。

二年間、浪人時代に随分お回りになつたとい

うです。江藤委員長が野党時代、本当に地元を一生懸命歩いて得た農家の声を質問にぶつける姿を見て、私もまぶしい思いで見詰めて、一年間の浪人時代、ずっと地元を歩き、時には若い農家たちと夜遅くまで杯を酌み交わしながら、いろいろな思いを受けとめてまいりました。きょうは、その思いを林大臣にぶつけてまいりたいと思っております。大臣所信をお聞きいたしますと、攻めの農林水産業とか強い農林水産業、こういったことを掲げておるのですが、一方で、やはり課題なしとしていいわけがございません。やはり、農業従事者が減少して、高齢化している、先ほど小山委員からも御指摘があつたところでございましたし、また、耕作放棄地も増大をしておりましたし、農業所得も減少している、こ

れであります。一方で、農業には大変大きな潜在力があるので、農業には大変大きな潜在力があるので、ないか、こういうことも思つております。例えば輸出を考えてみましても、世界の食市場とえののが大きくふえていく現状にある、特にアジアの食市場は非常に大きくなる、こういうことでござりますので、こういう潜在的な可能性というのをどうやって現実化していくか、これが大事なことではないかな、こういうふうに思つております。

今申し上げましたように、需要フロンティア、これは輸出や、それから国内でも介護食品、漢方薬の原料等、まだいろいろなやり方があるのではなか、こういうふうに思つておりますし、それから、中間管理機構などを活用して生産現場を強化するということもやらないながら、需要サイドと供給サイドがばらばらにやるということではなくて、しっかりとそこがつながつていてるという意味で、バリューチェーンの構築が大事だと思つております。

さらに、農業の場合、自動車やコンピューターと違いまして多面的機能というのを持つておりますので、まさに地域コミュニティを維持していくこという意味での大切さも持つておる多面的機能、これを日本型直接支払い等で着実に実施していくこと、こういうことをやつておるところでございます。

ささらに、農業の場合は自動車やコンピューターと違いまして多面的機能というのを持つておりますので、まさに地域コミュニティを維持していくこという意味での大切さも持つておる多面的機能、これを日本型直接支払い等で着実に実施していくこと、こういうことをやつておるところでございます。

基本的には、三本の産業政策的なものと、それから一本の地域政策的なもの、この四本柱ということでしつかり進めていかなければいけないと思つております。

その一つが、小泉政務官、お越しで、お忙しいでしようから、順序を変えてTPPの話をさせていただきますけれども、TPPの問題もその背景にはあるというふうに私は思つております。きょうは、資料で新聞記事をお配りいたしました。それは、一つは、大きなものは米価の問題があるでしょう。もう一つは、何よりも、政策がころころころころ変わつて、その政策メニューが実際の生産者の皆さん方の心に響くものになつていなさい。そうしたことから、多くの中核の人、これから支える人がやる気にならないということが一つの現状として私はあると思うんです。

その一つが、小泉政務官、お越しで、お忙しいでしようから、順序を変えてTPPの話をさせていただきますけれども、TPPの問題もその背景にはあるというふうに私は思つております。

きょうは、資料で新聞記事をお配りいたしました。

新聞記事、いろいろ、これは去年の四月に、オバマさんが来る前後に、「豚肉関税、一部撤廃」とか「牛肉など歩み寄り」さまざまなりーク記事が出ます。裏を見ると、これはことしの最近のものですが、それとも、「牛肉関税まず一七・五%」とか「豚肉関税五十円」とか。これに基づいて、事實でますと、一つ桁が違うようなところでございます。

輸出は、御案内のように、四千五百からスターとして五千五百、六千百と順調に推移をしておりましたが、まだまだ、フランス、イタリア等に比べますと、一つ桁が違うようなところでございます。

しっかりとこのプランを着実に進めることに、よつて、やはり需要をどうやつて取り込んで、これを生産者の所得につなげていくか、ここに意をもつたときに最初言われたのは、新聞は読むもなければいけないと思つております。

○福島委員 今のような説明が、恐らく生産者の方に余り、残念ながら、けちをつけるわけじゃないんですね。それで、まだ響かないところがあるんですよ。よく高齢化が進んでいるとか農業者人口が減少しているということがあります。これまで政府が大切に育ててきた担い手の皆さん、プロの農家の皆さん、あるいは私と同世代の若い農家の皆さんが今やる氣を失っているんですよ。マクロの面での第一次産業の衰退も問題でありますけれども、本來中核にならなければならぬ人がやる気を失つています。

それは、一つは、大きなものは米価の問題があるでしょう。もう一つは、何よりも、政策がころころころころ変わつて、その政策メニューが実際の生産者の皆さん方の心に響くものになつていなさい。そうしたことから、多くの中核の人、これから支える人がやる気にならないということが一つの現状として私はあると思うんです。

その一つが、小泉政務官、お越しで、お忙しいでしようから、順序を変えてTPPの話をさせていただきますけれども、TPPの問題もその背景にはあるというふうに私は思つております。

きょうは、資料で新聞記事をお配りいたしました。

恐らく、ちょっととずっとガス抜きしながら、ある提案をしているのは事実だと思いますよ。

さまざまこうしたリーグに基づく報道がなされていますけれども、これはいずれも、例えば畜産物の関税が大幅に低下するとか、米の別枠輸入化とか、議論の俎上に上っているのは事実だと思います。うんでもすけれども、若い小泉政務官、どうですか、議論はどうなっていますか。

○小泉大臣政務官 先ほど先生が、若い農家の方がやる気を失っている、そういったお話をあります。したけれども、私の地元に限つて言えば、そういうことはありません。

若い農業者団体が新しくできまして、今から頑張つて、どうやつたら農業を魅力ある産業にできるのかということもありますので、やる気を失っている方もいて、やる気がある方もいるというのはどこの世界でも共通だと思うので、ぜひ、やる気がある若い農家の方のことともお触れいただきたいな、そういうふうに思いました。

また、齊藤先生は私の同期で、大変お世話になつてゐる先輩ですけれども、火のないところに煙は立たないかどうかというのは私もいろいろ思ひますが、今回御指摘をいたいたTPPに関するさまざまな報道について、今交渉が進展してきていることは事実でありますけれども、大変重要な局面を迎えている中で個々の報道について述べることは適切ではないと思いますので、お答えすることはできませんが、例えば、先月、二月に、ワシントンDCでのカトラー・大江会談の後とともに、事務局の方から、関係の業界団体、さまざま組織に対しての説明会も開催をしております。約三百団体近くいらっしゃいますけれども、そういう機会を通じて、できる限り理解を深めていただいて、また御理解いただけるように、これからも全力で尽くしていただきたいと思います。

○福島委員 私は、若い農家をけなそとしないで、その気のある農家も当然おりま

すし、その方々をむしろ後ろ支えするために地域

を回つてはいるということを申し上げながら、正直

言つて、今の答弁では全く理解できませんよね。

具体的にこれをやつてはいるというのを聞いています。

ただ、おどといの記者会見で甘利大臣が、総理

がこの五月に訪米される、総理が訪米されるとし

たら、その前に日米の閣僚会見は決着しておきた

いと言つてはいるわけですよ。ということは、もう

大分煮詰まつてはいるということですね。あと

ちよつとボタンを押せば、日米間では少なくとも

実質合意をするんだ。いや、私はむしろ、去年の

オバマさん来日のときのリーグから見ても、かな

りもう去年の段階で煮詰まつていて、いつでもま

とまるような状況にあるんじやないかと思うんで

すよ。

もう一点、私がお聞きしたいのは、アメリカは、いわゆるTPA法案、貿易促進法案が通るか

通らないかというのには非常に微妙なときにあります。TPA法案が通らない段階で日本が合意

するなんというのは私はあり得ないと思うし、そ

こはある意味アメリカにとってのアキレス腱なわ

けでありますから、私は、大臣が記者会見で、総

Aがどうだと、それに対して応じる、応じない

とか、それはあるでしょう。それよりも前に、T

PAができる前に妥結する可能性があると言つて

と自体が、非常に大きなカードを切つて、私は問

題だと思います。ぜひそのことを大臣にお伝え

ください。

なぜそう言うかというと、林大臣は、前の大臣

のときに、所信表明では、「米、麦、牛肉・豚肉、

乳製品、甘味資源作物等の重要品目の聖域を確保

すること等の衆参両院の農林水産委員会での決議

も踏まえ、国益を守り抜くよう引き続き全力で交

渉を進めます。非常に力強い所信を表明されたん

ですよ。

ところが、ことしの所信をお聞きしたら、「国

益を最大化する形での早期妥結に向け、引き続

き、衆参両院の農林水産委員会決議が守られたと

の評価をいただけるよう、政府一体となつて全力

で交渉を行つてまいります。」

何か今の交渉状況はもしかしたら評価をいただ

けないんじゃないかという、私は言葉に敏感なも

のですから。これは、多くの皆さんおやつと感

じたと思いますよ。今まで国会決議を守り抜くん

でしよう、しかも、それは評価いただけないかも

しない、決議が破られていると評価されるかも

思っています。

そのため、十二カ国で合意されたものについては、ほかの国の事情で再交渉を求められた場合に当たつてまいりたいと思つております。

も基本的には応じないという姿勢で臨むこととして、その旨を対外的にも明確にしているところであります。

これからも、その早期妥結に向けて全力で交渉に当たつてまいりたいと思つております。

○福島委員 そういう官僚答弁をされるのは非常に残念なんですけれども、交渉期限をいつにするかということも重大なカードなんですよ。もしかしたら一番大きなカードかもしれないんですよ。

そのカードを切るようなことを記者会見で発言するものが問題じゃないかと思うんです。

TPAがどうだと、それに対して応じる、応じないとか、それはあるでしょう。それよりも前に、TPAができる前に妥結する可能性があると言つて

と、それはあるでしょう。それよりも前に、TPAがどうだとか、それに対する問題じゃないかと思うんですけど、これまでの貿易交渉において除外とかいうことでも重大なカードなんですよ。もしかしたら、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。ですよ。除外または再協議の対象としなかつたら国会決議違反なんですよ。

これは何の除外かはつきり書いていないんですね。

けれども、これまでの貿易交渉において除外とかいうことでも重大なカードなんですよ。

それはいつても、交渉だから、多少のハンドルの遊びがあつてもいいと認めるにしても、今リーダー

クされているような、米の別枠輸入枠の設定そのものをしたり、豚肉の関税を五十円にしたりと

か、これは、こうやっていないと言うかもしけれませんけれども、もし这么なつたら、明確にこれは衆議院のこの委員会の決議に違反すると大臣は思われるかもしれませんか。

これらは、立法府である国会の意思表示でございまますので、この決議の意味するところについて、国会で評議をしていただくものだと考えておりま

すので、私の方から、すなはち行政府の方から具

体的な解釈を示すということは適切ではない、こ

ういうふうに考えております。

今御指摘のあつた、米などの重要品目について

はTPP交渉の対象とすることすら認めないので

はないか、こういう趣旨でございますが、一般論として申し上げますと、除外の扱いについては、

これは委員も御専門ですが、WTOなどで具体的

要件が確立をしているものではなく、交渉の中で

決められていくもの、こういうふうに認識をしておるところでございます。

○福島委員 少なくとも、多くの現場の皆さんは、除外、再協議、聖域だといって、聖域なき関税撤廃を前提とする限りTPP交渉参加に反対と言つて多くの皆さん方も当選したわけで、そういうふうに思つていいわけですよ。思つてている中で、さまざま、詭弁とは言わなければ、言辞を弄してやること自体が、生産現場の皆さん方に、本当にこの人たちを信頼して大丈夫なのだろうかという思いを起こさせるんだと思います。

今大臣が、委員会の決議についての解釈のあります方は、この委員会の議員の間での討論に委ねたいということになりますので、この点は、与野党を問わず、選挙で皆さん方も現場で言つてきたわけですから、この決議の意味をしつかり見ながら、仮に実際に交渉が妥結した場合は、それが決議に違反するかしないかというのを、与党を守るとかそういうのではなくて、自分が言つてきたこと結果たして合つているのか合つていてないのかという観點から、これから見ていきたいと思つております。

TPPはこれだけでござりますので、小泉政務官、御退席ください。

さて、そのTPPとも絡みますけれども、今回の大臣の所信において一丁目一番地に掲げられてゐるのは、国内外の需要フロンティアの拡大をするとして、輸出であり、先ほどの大臣の冒頭の答弁の中でも、アジアのマーケットをとりに行くんだという話がありました。

確かに、「農林水産物、食品の輸出実績額は、過去最高であった一昨年から一〇%以上増加し、六千百十七億円と、初めて六千億円台に到達いたしました。」ということでありますが、この輸出の六千億円の内訳はどうなつていいでしようか。恐らく、農家が考えるのは、自分たちがつくったものがどう輸出されるかということですから、六千億円のうち、穀物等とか野菜、果実というのはどうのぐらなものなんでしょうか。御答弁をお願い

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

輸出の主要な品目の内訳ということをございまして、例えれば米につきまして申し上げますと、二〇一四年では十四億円の輸出金額となつております。それから、日本酒につきましては百十五億円、牛肉は八十二億円、リンゴは八十六億円、花卉は八十九億円、緑茶は七十八億円等々となつておるところでございます。

以上でございます。

○福島委員 個別の品目で言いましょう。

米が十四億円というのは、六千億円のうちのたつた十四億円であります。六千億円のうち、水産物が二千三百三十六億円、加工食品が一千七百六十三億円。

レクに来たとき、この加工食品というのはどういうのがあるんですかと言つたら、ポカリスエットは農産物とかという話なので、ポカリスエットは農産物じやないと思う、確かに飲食品だと思いますけれども。

六千億円のうちに、穀物とか野菜とかそういうのは大体五百億円ぐらいしかないわけですよ。ごく微々たるもので、ふえましたといつても五百億円しかないわけです。

だから悪いと言つていいわけじゃないですよ。これからふやすことは当然でありますし、それのために頑張つていかなければならぬんだけれども、しかし、農家の皆さん方にとつて、では、これまで輸出されることは、自分の村の農産物が輸出されているぞというブランド力がつくことになりますし、生産者にとつても励みになるし、夢のある話であります。どんどん私はこれは推進すべきだと思うし、自分の地元でも、これまで消費的だった人たちが頑張ろうと言つてはあります。

しかし、マクロの農政全体、日本経済の全体の話で見たら、リカードの比較優位論というのがありますけれども、私は、農産物は、輸出がトップバッターになつて、四番バッターになつて、日本

表の監督がブラジルのように攻撃サッカーをやるうと言つていいことではないと想つてます。だから日本農業は輸出産業になるかといえば、それは余りにもかけ離れた話じゃないか。日本代りに夢のある話でありますよ。やらないければならないこともあります。

そもそも、加工食品とか穀物とか野菜、それぞれ、国内生産に対し輸出の割合というのははどのくらいになるんですか。幾つか品目を挙げてお答えいただけますか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。

主な農産品の産出額と輸出額を比較可能なデータが存在いたします二〇一三年で見ますと、米につきましては、産出額が一兆七千八百七億円あります。牛肉は、生体ベースの肉用牛の産出額が五千八十九億円、牛肉の輸出額が五十八億円。それから、リンゴにつきましては、産出額が一千三百七十五億円、輸出額が七十二億円となつております。

また、主な加工食品につきましては、比較可能なデータが二〇一二年でござりますけれども、調味料につきましては、生産額が一兆四千五百十億円、輸出額が二百七十億円。菓子につきましては、生産額が二兆八百七十一億円、輸出額が九十四億円となつておるところでございます。

○福島委員 ありがとうございます。

例えれば米で見たら、米の生産額の輸出に回つている割合は〇・〇一%です。例えれば野菜とか果樹というのは全部で三兆円ぐらいの産出をしておりますが、そのうち輸出に回つてるのは二百億円ぐらゐ。これもやはり〇・一%以下ですね。

これを別に卑下する必要はないんです。農産物を輸出するということは、自分たちの村の農産物が輸出されているぞというブランド力がつくことになりまますし、生産者にとつても励みになるし、夢のある話であります。どんどん私はこれは推進すべきだと思うし、自分の地元でも、これまで消費的だった人たちが頑張ろうと言つてはあります。

しかし、マクロの農政全体、日本経済の全体の話で見たら、リカードの比較優位論というのがありますけれども、私は、農産物は、輸出がトップバッターになつて、四番バッターになつて、日本は、確かに国内の市場は成熟している、こういうことかもしれませんのが、高齢化等の社会構造の変化に伴つて需要が拡大しているところもあるわけでございます。例えば、介護食品であつたりとか、それから漢方薬であつたり、この原料をどうしていくか、こういった医療や福祉と連携していく医福食農連携。

それからもう一つは、先ほど、供給と需要のところをマッチングするという、バリューチェーン

業になつて頑張るんですと言つことは、何か、どこの国の人々をしているのというのが実際の現場の思ひだと思つんでですよ。

むしろ、強い農林水産業は、輸出に頼るんじゃなくて、十年、二十年たつてもこれだけの所得を得られるから、では、二十年後のために、農地を広げたり、機械を更新したり、投資をしましよう呼びかける政策が本来の強い農林水産業をつくる政策だと私は思つていて、一丁目一番地が輸出というのは、私はちょっと違つんじゃないかなと思うんですけれども、大臣の所見はいかがでしょうか。

と申し上げましたが、私の山口の隣の福岡では豚骨ラーメンというものが非常に名物でございました、ラーメン専用の小麦の開発、こういうものを品種改良として最初からやつていくということをやうですが、こういうことで国内産の小麦の需要をつくっていく。また、すぐに食べられるようなカット野菜、これも生産、供給を推進していく。

こういうことをしっかりと取り組んでいくことによって、まだまだ国内の市場も新たな需要の創出、拡大ができる。こういうふうに思つておりますので、国の中、外あわせて、しっかりと需要を取り込んでいくことが、逆に言えば、今委員がおっしゃっていただいたように、そういう需要があるから、設備投資をやって、供給も充実させていこう、これは両々相まっていくもの、こういうふうに考えておるところでございます。

○福島委員 ありがとうございます。輸出は伸びる余地があるということですけれども、米は生産額に対する輸出の割合は〇・〇一%なわけですが、仮に輸出を百倍にしたって、生産量に対しては一%分のものしかあえないわけです。ですから、伸びる余地はあるけれども、農業に大きな影響はない。むしろ、今最後に大臣がおっしゃったような地道なちっちゃな例をもつと広めてあげる方が、現場はやる気になると思うんですよ。

総理の施政方針演説を見てみると、「もはや、農政の大改革は待ったなし」とか、「伝統の名のもとに、変化を恐れてはなりません。」とか、いろいろ気張ったことを言つているんですけども、実際の生産者は、変化を恐れず、努力をしていますよ、そんな、総理に言われるまでもなく、土もいじつているかどうかわからないような。

とにかく、農水省は土の香りがしなきやだめなんです。最近は、何か言つてることに土の香り

が怪しげな言葉を操つていて見えちゃうんですよ、失礼ながら。

その一つが、国内の政策を見ても、例えば、農地の五割でしかない。十年間で担い手の農地利用は、今、全農地の八割を占める農業構造を実現するという目標を掲げていますけれども、現段階で農地中間管理機構の目標の達成度合いといふのはどのようなものですか。

○あべ副大臣 お答えいたします。

我が国の農業を特に成長産業としていくためには、担い手への農地の集積と集約化をさらに加速することが必要であるというふうに思つております。それで、今後十年間で担い手の農地利用割合を現状の五割から八割まで拡大させることとしております。

このために、担い手への農地の集積、集約化、また、耕作放棄地の発生防止、解消など課題解決のための切り札として、都道府県段階に公的な農連法律が施行されまして、二十六年十一月までに全都道府県で機構が指定されたところでござります。

そうした中、機構の十二月末時点の農地の借り入れ、貸し付け面積につきましては、概算の速報値でございますが、借り入れの面積は一万七千九百七十ヘクタール、貸し付け面積は四千四百七十ヘクタールの、約九倍と大幅にふえています。

ぜひとも、まだ三月末時点の実績がどうなるかを見守りたいと考えているところでござります。

○福島委員 役所がつくった答弁を一生懸命読んでいただいて、本当にありがとうございます。

みんな頑張っています。現場で頑張っていま

す。ただ、例えばうちの地元とかで、物すごい頑張っているんですけども、御苦労されているん

ですけれども、なかなか進んでいないんですね。

春になれば進むと言つているけれども、いや、そ

れは余り変わらないですね。なかなか進んでいな

いです。一部では上がっているのかもしれないけれども、端境期になれば農地の流動化が進むと役

所は考えるけれども、実際はそんな簡単なもの

じゃないですよ。

農地の移動は決して経済原理では進みません。

誰がその土地にどう持つてあるかというのは、長

い歴史の中で、あそこの家は昔はこの土地だつたんだけれども、実はこういう縦縦でこう持つた

んだよとか、いろいろなそれぞれの家族の歴史

の集大成の中に持つてあるわけでありまして、実

際それを進めるためには、我々の政権のときに

人・農地プランというのをやって、今もやってお

りますけれども、なかなかこれも進まなかつたん

です。

なぜか。今、全部、県とか市町村に丸投げして

いるんですよ。でも、市町村の中で農政を担当し

ている人なんて一人とか二人ですよ。私の地元の

農業が盛んなところでも、経済課とか商工課の中

ましては、次の當農活動が始まる春までに行われることが多いことから、三月末までの実績はさらによく伸びると考えているところでござります。

いずれにいたしましても、権利の移動がおおむね終了する三月末時点のデータを的確に把握いたしまして、これをもとに、官邸も含めまして、機

構の活動の検証、評価を抜本的に行いまして、こ

の結果を踏まえて、機構事業を軌道に乗せるため

の具体的な対応策を検討しているところでござい

ます。

特に、三月末までの実績、本当に伸びるんだろうかといふことに関しましても、農地中間管理機

構における農地の借り入れ、貸し付け面積、昨年

八月末時点で、全国合計借り入れ面積が五百五十

二ヘクタール、貸し付け面積が五百六ヘクタール

であったのに対し、昨年十二月末時点、全国合計

で借り入れ面積が一万七千九百七十ヘクタール、

三十三倍でござります。また、貸し付け面積は四

千四百七十ヘクタールの、約九倍と大幅にふえて

いるところでございます。

ぜひとも、まだ三月末時点の実績がどうなるか

を見守りたいと考えているところでございま

す。

○福島委員 役所がつくった答弁を一生懸命読んでいただいて、本当にありがとうございます。

みんな頑張っています。現場で頑張っていま

す。ただ、例えばうちの地元とかで、物すごい頑

張っているんですけども、御苦労されてるん

ですけれども、なかなか進んでないんですね。

春になれば進むと言つているけれども、いや、そ

れは余り変わらないですね。なかなか進んでいな

いです。一部では上がっているのかもしれないけれども、端境期になれば農地の流動化が進むと役

所は考えるけれども、実際はそんな簡単なもの

じゃないですよ。

うちの茨城県は、農水省からいたいた資料だ

と、担い手に集積する割合が二五・一%とえらい

ちつちやくて、なかなか役所の言うことなんか聞

かない頑固な農家が多い県なのかもしませんけ

れども、四万四千ヘクタール担い手に集積しているのを、県は十一万四千ヘクタールに上げました。うとういう目標を立てております。これも去年の十二月までですけれども、そこまでいたいた中で、茨城県で十一万四千にふやさなければならぬのに、提供されたものは、たつたの百九十ヘクタール、〇・二七%。これは十年間で絶対目標は達成されません。現場の人は、こんな絵そらだとは言つていますよ。

集積率が八七・一%の北海道。北海道が農業生産額一位で、私の茨城県が二位ですけれども、これは、今、担い手に百万四千ヘクタール担い手に集積百九万五千と、九万一千ヘクタール担い手に集積をふやしましようと言つてはいるんですけども、現在集まっているのはたつた三千四百ヘクタール、三・七%。これは農地を貸しますよという申入れであつて、マッチングが進んだのは、北海道だと、三千三百九十九ヘクタール貸していいです。よと出て、借りていいですよというのはたつたの六百五十ですから、さらに減つていくわけですよ。これはなかなか進まないんです。

単に、中間管理機構をつくり、何かお金をぶら下げれば農地が出てくるだろうとか、誰か借りる人がいるだろうという、そんな単純な話じゃないんですね。

農地の移動は決して経済原理では進みません。誰がその土地にどう持つてあるかというのは、長い歴史の中で、あそこの家は昔はこの土地だったんだけれども、実はこういう縦縦でこう持つたんだよとか、いろいろなそれぞれの家族の歴史の集大成の中に持つてあるわけでありまして、実際それを進めるためには、我々の政権のときに人・農地プランというのをやって、今もやっておりますけれども、なかなかこれも進まなかつたんですね。

なぜか。今、全部、県とか市町村に丸投げしているんですよ。でも、市町村の中で農政を担当している人なんて一人とか二人ですよ。私の地元の農業が盛んなところでも、経済課とか商工課の中

に係が一人か二人いるだけで、農村に行つたつて、あなた誰ですかといふところから始まるわけですよ。

今、農村の中に入つて、おばあちゃん、もうそろそろ農業をやめて、誰々さんに貸したらと言つたまには、人間的な信頼関係がなきやだめなんですよ。そういう農政の毛細血管というべきものが今細つちやつてゐるんですよ。後ろに座つてゐる農水省の本省の人が一生懸命頭で考えて県や市町村にその政策を実行しろと言つたつて、動かないのが農林水産行政だと思うんですよ。

私は、最近の農政というのは余りにも冷たいと思つてゐるんですよ。そして、農林水産省の本省自身も、自分たちが政策をつくつて、それを実行する体制がどれだけ痩せ細つてゐるか、農村の中で誰がどういう会話を行つてゐるのか、いや、行つてないのかということをやらないまま農地中間管理機構なんてつくつたつて、私は絶対動かないと思ひますけれども、この点に対しても、大臣、どのようにお考えになりますか。

○林国務大臣 問題意識は共有をしておる、こういうふうに考えております。今委員がおつしやつていただいた毛細血管といいますか、現場にきちんと入つていていろいろな話をしていた方、やはりこれが重要である、これは我々もそういうふうに考えておるところでございます。

例えば、熊本県の例がよく出ますけれども、現場でコーディネートに当たる機関の職員を四十人ほど置きまして、まとまつた農地を機関に貸し付けるよう働きかけを行つて、こういうすぐれた取り組みを行つていらっしゃるということでございましたので、実は、昨年九月に、熊本県のその取り組みをやつていらっしゃる方を講師にお招きして、全都道府県に集まつていただき研修会で話を聞いていただきたりして、優良事例の展開をしていこう、こういうことでございます。

まさに、平成の合併が進みまして、今まで農政を担当していたそれぞの役場におられた方というのが減つておられるということも私はよく聞く

ものですから、今度は、この国会にお出ししようと思つておりますが、まさに、役所の人間だけではなくて、現場の方、土地改良区の方、JAの方、やはりいろいろな方総出でこのことはやつていかなければならぬと思っております。

今、民主党時代の人・農地プランについてもお触れいただきましたが、まさに人・農地プランで話合いをする中で、こういうものがさらにあるといつて、こういうところから実はこの中間管理機構というものは出でてきたものであるということも申し上げておきたいというふうに思います。

○福島委員 全否定はするつもりはないです。枠組みとしては非常にきれいにつくられていないのかということをやらないまま農地中間管理機構なんてつくつたつて、私は絶対動かないと思ひますけれども、農業委員会制度とか農協の理事の要件とかというのは、今

大臣がおつしやつたことにむしろ逆行することをやつてゐるわけですよ。農村における公的な役割を担う人材をどんどん減らして、外から人を入れればうまくいくだろうと、逆のことを今やつ

ちやつてゐるわけですよ。私は、そのことをぜひとも考えていただきたいと思います。

時間がないので申し上げませんけれども、補正でとつた稻作農業の体質強化緊急対策事業二百億円、これは多分余り執行は進んでいないと思うんです。一次募集をやつて集まらなくて、二次募集を二月末にやつて、それでも集まらなくて、きよ

う締め切りで三次募集までやつてゐるわけです。

現場で何が起きてゐるかといつたら、さまざまなかつて、そこで掲げられているような、堆肥散布を踏まえた施肥の実施とか、土壤分析を踏まえた施肥

の実施なんというのは、プロの農家はもうとつくにやつてゐますよ、こんなもの。小規模農家は、これまた要件をつけて、一ヘクタール未満は二万

円、一ヘクタール以上二ヘクタール未満は三万円。こんな子供のお小遣いみたいなお金をやるた

めに申請書なんて書きません。ばかりにしているのが民族の将来を考えるならば、立派な農業として成り立つようにしようではないかなど私は思つて

います。

単に経済の問題、所得の問題ではございません。民族の将来を考えるならば、立派な農業として成り立つようにしようではないかなど私は思つて

います。

私は、この考え方を守る本流だと思うんです

かという話です。

プロの農家にしてみたら、こんな、もうとつくりやつてゐるようなことをやつたら一町歩当たり二万円出しますなんというのは、ばかりにするなど

いう話なんですよ。一生懸命市役所の職員たちが、皆さん方がノルマをかけるから、プロの農家に、そうはいつても書類は自分たちで書きますか

ら申請してくださいと言つて出しているのが実態

ですよ。

今、農地中間管理機構もそうですが、稻作農業の体質強化緊急対策事業もそうですが、今農水省は、残念ながら、余りにも現場の感覚からかけ離れてゐると思います。むしろ、頑張つ

いる農家の神経を逆なでしちやつてゐるんです

よ。

冒頭申し上げましたように、プロの農家とか、これから日本の農業を背負つていくという人ほど、役所のことをばかにして、信用していないん

ですよ。その信頼関係がないから、どんな政策をやつても、いい人がついてくれないんですね

よ。

○江藤委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 玉木雄一郎です。

林大臣と、再びこうして質疑ができる」とうだくことを最後に求めまして、私からの質問とさせていただきます。

ありがとうございます。

官邸農政と言われているんですよ、ばかりにされ

て。それに対して、そうではない、しつかり土に根差した農政というのを政府の中で主張していた

だくことを最後に求めまして、私からの質問とさせ

ていただきます。

ありがとうございました。

○江藤委員長 次に、玉木雄一郎君。

○玉木委員 玉木雄一郎です。

林大臣と、再びこうして質疑ができる」とうだくことを最後に求めまして、私からの質問とさせ

ていただきます。

今、國士である福島先生から、いろいろな農政への思いがありましたがけれども、私も、今の安倍

れしく思つております。

今、國士である福島先生から、いろいろな農政について違和感を感じている者の一人であります。

特に、この言葉がどうかなといつも思うことがあります。

あるのは、棚田のことを総理が語るときに、息を

のむように美しい棚田と言つています。これは観

光客の視点です。

私は、棚田とか近くにあるんですけれども、私が棚田を見るときに何を感じるかといつて、山

からインシシがおりてこないかなと思つんす

よ。この面積でどうやって機械を入れられている

のかな、どの道を使って上から下までやつて

のかなということを考えます。あとは水の問題で

すね。

棚田を見て、きれいかどうかという発想をする

のは、これは外部の目です。そのことを図らずも

総理は吐露しているのではないかなと私は思つて

おります。

きょうは、細かい話はこれから法案の審議がありますからそこでやりたいと思うんですが、大き

い、農政の方向について政務三役の皆さんと話をしたいんです。

ちょっと順番を変えて、今、あべ副大臣が福島

議員の質問に対して、農地集積バンクの数字を答えられました。

私がお配りした資料四をちょっと先に見ていただけますでしょか、これは予算委員会でも使つた資料でござりますけれども。

副大臣がおっしゃったように、借り受け希望面積、受け手の希望は二十三万ヘクタール、これは当初の予定よりも九万ヘクタールぐらいふえて二十三万ヘクタールになつたので、補正で新しく予算を積まなければいけないという理由の一つに使われたものであります。

この二十三万ヘクタールの借り受け希望があることに對して、今答弁にもありましたけれども、昨年末の実績が四千四百七十ヘクタール、私の理解では、これはマッチングができた実績だと思ひます。

○あべ副大臣 昨年八月末時点、委員がおっしゃつたように、全国合計で借り入れ面積が五百五十一、貸し付け面積が五百六でございました。○玉木委員 借り受け面積が五百六、七ですか。マッチングですか、借り受けですか。どちらですか。

○あべ副大臣 貸し付け面積が五百六でござります。

○玉木委員 そうすると、実際に貸し付けた、いわばマッチングが成立したもののは実績は幾らになりますか、八月時点。

○あべ副大臣 貸し付け面積というのはマッチングした値でございますので、五百六でございます。

○玉木委員 十二月末時点でのマッチング、つまり貸し付けが成約したものは、もう一度、面積は

幾らになりますか。

○あべ副大臣 昨年の十二月末時点という御質問でございました。この貸し付け面積は、約九倍となりました四千四百七十ヘクタールでございます。

○玉木委員 先ほど三十三倍というふうにお答えになつたのは何の数字でしょうか。

○あべ副大臣 借り入れでございます。

○玉木委員 もう一度、資料の四を見ていただきたいんですけども、二十三万ヘクタールの借り受け希望に対して、貸付実績は四千四百七十ヘクタール。先ほど、これは何倍にふえたという話がありましたが、ある種、目標とするような実績、目標に対してもう一度、面積ベースでいうと一・九%ですね、これは単純計算でございますけれども。

もう一つ、後で聞きますが、民主党時代にやつて、あるいは林大臣になつてからも一年間は継続をいたしましたが、いわゆる我々の時代に戸別所得補償制度と呼んでいた制度をやめて、その予算をこちらに振り向けて、より集積を加速化するといふことでやりましたけれども、この予算です

が、ここに、一番右に書いていますけれども、二十年度補正で、前倒して百五十三億、これは機構集積協力金といつて、出し手への支援策です。

そのほかに、受け手の支援策もありますし、機構の運営費そのものもありますから、いわゆる中間

管轄機関全体の関連予算というのはもっと大きくなりますが、これはあくまで出し手の支援の予算

だけを絞つてここに書いています。

百五十三億を二十五年度補正で積み、二十六年

度当初で百億を積み、そしてさらに、九万ヘク

タール、受け手の希望がふえたので、二百億を補正で積み、そして今審議をしている、衆議院はもう通つてしましましたが、当初予算でさらに九十

億を積むということで、ここは五百四十三億円ぐらいい予算があるんですね。

これは二十六年度の話なので、二百五十三億とも、それと実績を比べても、これは六・四%しか

使つていません。二百億の二十六年度補正をすれば、さらに執行率は下がりますし、これはこうい

う予算の使い方でよろしいんでしょうか。円滑に集積が本当に進んでいるのか。

今の副大臣の答弁によると、一月から三月の間で、農閑期になるので、そこで一気に進むだろうということなんですが、先ほど福島委員の質問の中もありましたけれども、私はそうは思いませ

ん。

なぜ思わないかというと理由があつて、貸し出

し希望、農地を出したいという人の希望が、で

は、今どれぐらいあるのかというのが、マッチングの実績を図る上では極めて大事なんですけれども、貸し出しの希望は、これは予算委員会で出し

てくれと言つたんですが、金県のものは残念ながら出てきていません。出てきていませんが、大体概要がわかる数県を除いて、貸し付け、農地の出し手の希望面積は一万八千七百七十七というのを最新の情報でいたいでいます、皆さんのお手元にはないかもしれません。

これは、三月一日とか三月九日とか、つまり今月になつてから出してきた数字も入つた数字で

す。つまり、受け手の希望面積が二十三万ヘク

タールあつても、そもそも出し手の総面積が一桁違つて二万ヘクタールぐらいであれば、どんなに頑張つても、この一一三月でそれを超えるようなマッチングというの是不可能だと思うんですけれども、いかがでしようか。

○林国務大臣 まず、お出した資料でございま

すが、玉木委員はお持ちだと思いますけれども、それが玉木委員はお持ちだと思いますけれども、それぞれの県でいろいろやっておられますので、

この時点も、一月であつたり、去年の九月であつたり、これは委員がごらんになつたとおりの形になつております。

○玉木委員 農地集積を進めていかなければなら

ないのは、これは多分党派を超えて同じ思いだと思います。

ただ、これは制度をつくつて少し動かしてみて、何が問題なのかということをやはりよく把握する必要があると思います。例えば、受け手の面積、二十三万ヘクタールとありますけれども、これは自民党的先生方も、地元をよく歩いておられる方は聞かれると思いますが、とにかく、農水省から言わされたので、希望の数字を出したので、ちょっとと登録だけしてくれませんかといつて出し

なつております。

そもそも、このスキームでございますが、受け手となる扱い手は公募するということでおざいますけれども、出し手については、まさに先ほど福島委員とも少し話をさせていただきましたけれども、機関や地方自治体、いわゆる毛細血管というお話をありましたが、人・農地プランなど、地域の農業者の話し合いを進めることでまとまつた面積を出していただこう、こういうことになつてお

りまして、公募する仕組みにはなつていないわけでござります。

したがつて、まずはこの仕事をしっかりと進めていますこと、そして、今の段階での把握しているデータは、先ほど希望面積ということはございましたけれども、これしかないので諦めると

いうことではなくて、しっかりとこれを発掘していくこと、いろいろな取り組みでふやしていく、こういう努力をやはりしなければならない、こう

いうふうに思つております。

というのは、借りたい人が、さつき御指摘いた

だいたように、これだけの量がいらっしゃるわけ

でござりますので、貸す方を発掘することによつてマッチングがふえていく、こういうふうにも思つておりますので、そこをしっかりと、先ほど熊本県の例のお話もしましたけれども、いい事例

の、優良事例の横展開などを図りながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っておるところでござります。

○玉木委員 農地集積を進めていかなければなら

ないのは、これは多分党派を超えて同じ思いだと思います。

ただ、これは制度をつくつて少し動かしてみて、何が問題なのかということをやはりよく把握する必要があると思います。例えば、受け手の面積、二十三万ヘクタールとありますけれども、これは自民党的先生方も、地元をよく歩いておられる方は聞かれると思いますが、とにかく、農水省から言わされたので、希望の数字を出したので、ちょっとと登録だけしてくれませんかといつて出し

てもらっているところもあるんです。

今、地域の現状でいうと、高齢化して、もうできないのでやつてくれといつて、とにかく、これ以上できなければどもと一生懸命引き受けたてて、探算度外視で規模を拡大しているような、作業受託を含めてやつておられる方はふえてるんですね。

そういう中で、受け手も、一応出したけれども、でも、よほどいい優良農地が来ないと受けられないねという声は聞いているので、私はもう一度、例えば人・農地プラン、これも、青年就農給付金をもらうために急ぎつくったみたいなところがいっぱいあるので、もう一回、地域の未来の設計図としての人・農地プランをしっかりとやり直してもらつて、その中でこの地域において、何を誰が一体どうやってつくっていくのかという設計図を描き直した上で、農地の権利移動について、誰に集約していくのか、どう集約していくのかという出し手と受け手の話をもっとリアルに詰めていく必要があると思います。福島さんがおつしやつたように、機構だけつくつたから、何か不動産屋みたいにどんどんどこどんごいくわけではないんです。

もう一つ、問題点。

通常国会で、これは林大臣と、我々の対案を出して、私もその席に座つて随分やらせていただきましたけれども、あのとき、やはり農業委員会の関与を外しましたよ。最後は、農地法に基づく地域調和要件を入れてくれと我々はお願いして、何とか、地域にいきなり企業が入つてきて、ここだけばかりといきますといふのはできないので、やはりこの調和要件を満たしながらやつていいく。

そうすると、地域に住んで、誰と誰という顔を

知つてゐる人が、農業委員さんはそういう人がいます。働かない農業委員がいるのも事実ですけれども、一生懸命汗をかいてる農業委員さんもいる。そういうマッチングをやつてゐる人、あるいはやる活動に対してもお金が出さないと、離農し

て、田んぼをやめて出してくれたらお金を上げますよ、これではマッチングが進まないんですね。

ですから、三月末に、今、副大臣もおっしゃつ

ていただきましたが、データが出てきますから、この委員会にもぜひ出していただきて、出し手の情報、受け手の情報、マッチングの情報、さまざまな情報を出していただいて、よく検証してもらつて、一体何で進まないのかという要因分析をして、そこにきちんと対応する対策をしっかりと出していくということは、大臣、ぜひこれはやつていただきたいんですけれども、いかがでしようか。

○林国務大臣 おっしゃるとおりだと思います。

我々としても、全ての県で優良事例と言えるよう、熊本県のように進んでいるということではなく必要があると思います。福島さんがおつしやつたように、機構だけつくつたから、何か不動産屋みたいにどんどんどこどんごいくわけではないんです。

○

林国務大臣 おっしゃるとおりだと思います。

我々としても、全ての県で優良事例と言えるよう、熊本県のように進んでいるということではなく必要があると思います。福島さんはおつしやつたように、機構だけつくつたから、何か不動産屋みたいにどんどんどこどんごいくわけではないんです。

○玉木委員 ゼひお願ひしたいと思います。その中で、もう一つ提案して、次の質問に移りたいと思うんです。

現場のマッチングの状況なんかを速やかにどう

たいと思うんです。

私は、予算委員会の補正予算の審議のときも、

本予算の審議のときも、今どれくらいできている

のと言つて、データを出して言つたら、副大臣は八月のが最新ですかと言つて出していくわ

けですよ。そうすると、私は、これは財務省にも

言つたんですけども、補正予算のこういう予算

要求を認める根拠をどうやってあなたは判断した

んだ、最近随分査定が甘くなつてているねという話

をしたんですけども、データもわからぬのに

予算をつけられないし、対策も打てないので、そ

ういった、余り現場に負担をかけてはなりません

けれども、現在進行していることを速やかに把握

をしたんですけども、データもわからぬのに

予算をつけられないし、対策も打てないので、そ

だから、総理に、今全国の、特に水稻農家に言つてほしいのは、苗の注文をこれまでと同じように安心してしていいのかどうか。これは結構難しいんですよ。本当にこれはたまりませんよ。ただ、その確信が持てないというのが農家のお気持ちだと思うんです。

私は、問題は何かというと、小規模農家のことを言つてあるんじゃないんです。今一番困つてい

るのは、全体重を米に乗せて、それで、大規模

で、それこそ百ヘクタールとか大きくするところ、私は香川県なので、面積がちっちゃいので百

ヘクタールもとれないんですけれども、大きいと

ころだと、まさに政府方針にのつとて集約化を進めしていく、大規模にやつてあるところほど米価

の下落の影響を物すごく受けんんですね、借り入

れもしてやつてますから。

だから、そういうときに、所得補償の話に戻り

ますけれども、戸別所得補償制度というのは非常

にばらまきだと言われましたが、実は規模の比較

的大小の農家が安心して規模拡大ができるセーフ

ティネットだったと私は思つてます。規

模を大きくして、下落したら、さつき申し上げた

ように大変なんですが、大きくしたときに、岩盤

の下落の影響を物すごく受けんんですね、借り入

れもしてやつてますから。

だから、そういうときに、所得補償の話に戻り

ますけれども、戸別所得補償制度というのは非常

にばらまきだと言われましたが、実は規模の比較

的大小の農家が安心して規模拡大ができるセーフ

ティネットだったと私は思つてます。規

模を大きくして、下落したら、さつき申し上げた

ように大変なんですが、大きくしたときに、岩盤

の下落の影響を物すごく受けんんですね、借り入

れもしてやつてますから。

これは、二番の、安倍総理の発言と少し関係し

て書いてるんですけども、集落営農組織について書

いています。これは面的集積そのものをあらわす

ものではないんですけども、疑似指標として集

落営農組織。これを法人化していくなり、さら

に、その農地の集積が要件になつたりしていくわ

けですけれども、所得補償を入れて、ぐつとふえ

てるんですね。これはもう事実です。

それで、私が質問したいのは、この前、三月十

六日の参議院の予算委員会で、安倍総理が我が党の羽田参議院議員の質問に対して、所得補償を廃

<p>止した理由は何だったんですかということを聞いたところ、こういうふうにお答えになつています。担い手への農地の集積のペースをおくらせる面があつたということです。</p> <p>これはこの委員会でも私は何度か取り上げて、今は委員長席に座つておられる江藤副大臣からも関連の答弁をいただいた記憶が今鮮明によみがえつてしまひましたけれども、担い手への農地の集積ペースをおくらせる面があつた、この具体事例を教えてください。</p> <p>○林国務大臣 平成十七年度から平成二十三年度までの農地の権利移動面積の推移でございますが、十七年度が八・七万ヘクタール。それから、十八年度、この年は経営所得安定対策大綱が十七年十月に決定された後ということになりますが、十二・四万ヘクタール。それから、担い手経営安定法が施行された十九年度が十二・七万ヘクタール。そして、二十年度が十・九、二十一年度が九・三、二十二年度に戸別所得補償制度が導入されておりましたが、その年も九・三、二十三年度が十・六。こういうことでございます。</p> <p>全ての販売農家が対象になつている、これは何度も、當時議論をいたしましたが、改めてといふことでござりますけれども、全ての販売農家を対象に交付金を支払うということをございましたので、リタイアしようと農地を人に貸そうというふうに見えるだけれども、きちんと棒グラフを全部書いてみるとどうじやないというの私には、これは資料も出して、一度御説明したものだと思いますし、高齢なのに所得補償をもらうからやめなかつた、あるいは自分でやり始めた、それはいいじゃないですか。</p> <p>私は、今起こつてることは何かといふと、確</p> <p>かに米は毎年八万トンずつ需要が減つていつてます、米ばかりつくつてどうするんですかということがあります。我々が守ろうとしているのは、米じゃなくて水田ですよ。水田というすぐれた生産装置を、何とか営農継続して守つてもらつて、その中で、例えば飼料用米とか他の作物に対して、水田フル活用で、その水田を維持していく。大きながら移動していく。</p> <p>私はよく申し上げるんですけども、野球がこれまで日本で盛んだったんだけれども、例えれば、これからはサッカーだといふとき、野球場を一回森林原野に戻して、もう一回そこから造成してサッカー場をつくるよりも、一応、今のままの野球場としてきちんと整備して、それを少し手を加えてサッカー場にしていった方がコストも時間もかかるというの、私は所得補償の岩盤政策の意味だつたと思うんですね。</p> <p>きょうは、多くは觸れませんが、資料の一に書いているように、いわゆるコストが、やはりちつちつと上がっていくのは事実ですよ。これは、実は私は与党時代から言つてゐるんですけど、戸別所得補償といふ名前を変えるとずっと言つてきた、戸別に補償していかないから。これはやはり農家に対して誤った印象を与えるので、戸別というところはとれというふうに与党時代から言つてゐたんです。</p> <p>全国一律なことによって、これで救われる農家と、例えばうちの香川県だと、小規模農家が結構多いのですが、讃岐うどんが有名なので、さぬきの夢二〇〇〇とか二〇〇九とか、うどん用の小麦を一生懸命つくろつて、県も増産しているんです。国としても、小麦は、今度の基本計画を見たら、やはり伸びるようになつてゐるんですけど、この担い手条件から外れてくると、今はタールから二ヘクタールの人は、この黒潮で、米価が下がつても、所得補償で、固定払いと変動払いで赤線までいくので、二ヘクタール以上のところでは利益が初めて出るようになるんですけど、確かに担い手とかは大きいところを集中的に支援していくのはいいんですけども、連担化が進めないと、一生懸命麦をつくつている人をみにくくして、一生懸命麦をつくつて、香川県でいうと、面積の約四割の麦が補助から外して、それで水田フル活用とか麦をどんどんつくりましょとかというのは、私は政策がちぢはぐ過ぎると思つてます。所得補償制度</p>
<p>るということを申し上げてきたわけです。</p> <p>私はこういうところを、もう自民党政権になりましたから所得補償を復活しろとは言いませんが、例えば所得を安定させるような仕組みはやはり何らかの形でつくつていかなきゃいけない。特に今検討が進んでいる収入保険制度というのが本格的に走り始めるまでは、やはり何らかの形で政策を維持していくことが大事なのかなと私は思っています。</p> <p>ここから質問です。</p> <p>所得補償制度をやめたことによつて、米農家に対する交付が減るだけではなくて、実はさまざま影響が出ています。</p> <p>去年、これは奥原局長に来ていただいて答弁をいただいたんですが、ゲタの対策がありますよね。ゲタ、ナラシも、戸別所得補償制度を入れたときに、要件を合わせて、全ての販売農家がゲタ、ナラシを受けられるようにしたんです。それが、法律を改正して、二十七年度からは認定農業者、認定新規就農者、それと集落営農に限定されるようになつたんです。</p> <p>そのことによって何が起こつてゐるかというと、例えばうちの香川県だと、小規模農家が結構多いのですが、讃岐うどんが有名なので、さぬきの夢二〇〇〇とか二〇〇九とか、うどん用の小麦を一生懸命つくろつて、県も増産しているんです。国としても、小麦は、今度の基本計画を見たら、やはり伸びるようになつてゐるんですけど、この担い手条件から外れてくると、今はタールから二ヘクタールの人は、この黒潮で、米価が下がつても、所得補償で、固定払いと変動払いで赤線までいくので、二ヘクタール以上のところでは利益が初めて出るようになるんですけど、確かに担い手とかは大きいところを集中的に支援していくのはいいんですけども、連担化が進めないと、一生懸命麦をつくつている人をみにくくして、一生懸命麦をつくつて、香川県でいうと、面積の約四割の麦が補助から外して、それで水田フル活用とか麦をどんどんつくりましょとかというのは、私は政策を憎らしいからやめたのはいいんだけども、ゲタ、ナラシの要件は、少しそこは柔軟に見ていかないと、耕作放棄地推進策になりますよ。</p> <p>これは、細かい話は後でまた事務方から聞きますけれども、こういう問題点があることを大臣は把握されていますか。</p> <p>○林国務大臣 個々にいろいろな事例がある、こゝうふうに思いますが、委員が前半でおつしやつておられた静かな構造改革というのは随分ここまで何度か議論させていただきましたが、やはり、今までに麦のお話をしていただきましたけれども、我々の考え方も、水田をフル活用しようというところは全く一緒でございまして、先ほど、野球場でサッカーをするということでしたのが、野球をやつてることに対する給料を払うのではなくて、同じ野球場をサッカーもできるようにしていこうということで、まさにその転支援をするなり、水田を使っていただきながらやつていく。</p> <p>まさに今おつしやつていただいたように、ナラシは、集落営農、それから認定農業者に新規の就農者も加えたといふことと、それから規模要件も課さないといふことにいたしたわけございまして、やはり、担い手として幅広く加入をできるようにしていただこう、これも一緒に考え方ではないか、こういうふうに思つております。</p> <p>違ひは、米というものに対して一律に支払われるのか、我々のように、転作をしながら水田をフル活用していただく、トータルとして、まさに今お触れいただいたような収入保険という形で、何をつくるかといふのは需要に応じて御判断をいろいろしていただこうことによつて、この最大化をしていくということを同時に進めていくということをやつていて、このことが考え方でございます。</p> <p>○玉木委員 繰り返しになりますけれども、米に對して、いわゆる我々の時代の所得補償制度といふのを復活してくれとは言いませんけれども、やはりゲタ、ナラシの要件については、少し見直した方が私はいいと思います。</p>

もう一つ、ナラシに関して言つて、我々のときのいわゆる変動払いですね、農家抛出がなくても、米価が一定程度下落したら年度末に反当たり一万五千百円とか払われていたのですね。これがなくなって、ただ、暫定措置として、とにかく生産者抛出がなくともナラシの国分の半分は払おうということで今やつていますよね。これがあるから米価下落対策になるという説明を去年の選挙の前も何度も受けましたけれども、現場をよく見てください。うまくいっていませんから。

その一つの要件は、経過措置というか円滑化措置ですけれども、農水省の役人もよく聞いておいでほしいんですが、これを受けるための要件が、JA出荷の米だつたら受けられるんですよ。つまり、市場に系統以外で出したときも受けられるんですけれども、一つだけ要件が加わつていて、私はチラシを実際に見たんですけども、農産物検査を受検し、三等以上に格付されたものということで、検査の確認の証明書が要るんです、系統以外だと。これだと、今回みたいに米価が下落すると、系統以外で何とか高く買つてくれるお客さんを一生懸命見つけてやつてある。今、そもそも、米でも系統出荷以外がもう半分以上になつているような状況ですからね。

これをよく確認してください。JA以外のこと

については一つ要件が乗つていて、その分しかナラシの経過措置の支援策が受けられなくなつてゐるということが現場でありますので、こういうことについても一度調べていただきて、せつかく制度をつくつてあるわけですから、余りかたいことを言つて、来年も營農継続をしてもらえるように、少し運用の見直しとか改善とか、そういうことについてはぜひ配慮をいただきたいと思ひますけれども、調べた上で対応いただけますか。

○林国務大臣 詳しく調べてみたいと思いますが、私が理解する範囲では、JAへの出荷分も同様の検査をやつている。系統ではないところはそれが明確でないでということだったと思います

が、いずれにしても、どうしたことになつていてかということと、実際の運用がどうということになつてあるか、もう一度ちゃんと調べたいと思います。

○玉木委員 もちろんです。JAに出すとJAの検査を受けますけれども、そうじゃないと、ほかの検査機関を探して、やつて、証明書を持つてとすることになるので、それが非常に負担になるというような話があるので、よくよく現場の声を聞いていただきたいなと思っています。

もう一つ、先ほど福島委員からもありましたけ

れども、この補正予算でついた緊急対策の二百億ですね。やはりなかなか現場で混乱していますね、この委員会でも何度も出ましたけれども。何とか二%コストを削減したら出すといふんだけれども、二%削減した実績なんか出さなくていいとか。いろいろ柔軟に交付できるような要件にはだんだんしていいつてあるんですけども、私の感覚だと、これは一次募集、二次募集、三次募集などだんだん要件が下がつていて、とにかく年度内にはかせようみたいな感じがすごくするんです。

それで、農協の話に移りたいと思いますが、資料の最後の六を見てください。

農協改革については、私は覚えていますけれども、これは一月の閉会中審査のときに、当時はまだ西川大臣でありましたけれども、全中の制度をいじると何で農家の所得がふえるんですかと、いじめてシンプルな質問をして、大臣がしどろもどろになられたというのが非常に印象的だったんですけど、あれ以来ずっと、中央会改革と農家所得の関係というのが、随分、これは自民党さんの中でも議論をされたというふうに仄聞しております。

六の資料なんですが、先ほど小山さんが出されたことをちょっと資料にしましたけれども、いわゆる中央会が単協の自由な経営を妨げているのか。

これは物の見方ですから、意地悪されたとか組合長が気に食わなかつたとか、いろいろなことがあるのも私も聞いていますが、ただ、大きなトレンドというのはやはり調査をするとわかると思うのですが、先ほど副大臣が御答弁いただいた読者モニター、そしてまた、今回私が表にしておりま

す組合長のアンケート、いずれにしても、六十年ぶりの改革だといって大上段に構えるほど、中央会が現場をぎちぎちにコントロールして自由な経営ができないというのも、私は、これは現場の感覚からすると、ちょっと事実と違うなという感じがするんです。

ただ、感じることがあるのは、農協が悪いといふよりも、やはり農政自体がある種、全国一律、画一的に、それぞれの地域の特性を無視して事実としてあるので、そういうことを促しながら規模拡大を着実に進めていくというようにしていきたいと思います。

今回のよだな補正を打つのであれば、七千五百円をもう少しふやすか、あるいは、変動支払い的に面積に応じてお支払いしてあげた方が多くの人が安心して受け取れたのかなというふうに思いますが、このことはちょっと意見として申し上げたいと思います。

そこで、農協の話に移りたいと思いますが、資料の最後の六を見てください。

農協改革については、私は覚えていますけれども、これは一月の閉会中審査のときに、当時はまだ西川大臣でありましたけれども、全中の制度をいじると何で農家の所得がふえるんですかと、いじめてシンプルな質問をして、大臣がしどろもどろになられたというのが非常に印象的だったんですけど、あれ以来ずっと、中央会改革と農家所得の関係というのが、随分、これは自民党さんの中でも議論をされたというふうに仄聞しております。

六の資料なんですが、先ほど小山さんが出されたことをちょっと資料にしましたけれども、いわゆる中央会が単協の自由な経営を妨げているのか。

これは物の見方ですから、意地悪されたとか組合長が気に食わなかつたとか、いろいろなことがあるのも私も聞いていますが、ただ、大きなトレンドというのはやはり調査をするとわかると思うのですが、先ほど副大臣が御答弁いただいた読者モニター、そしてまた、今回私が表にしておりま

しい状況に対応できるような形で、まさに今委員がおっしゃっていただいたように、地域でそれぞれ、適地適作という言葉もありますし、独自性を發揮してもらわなきゃいけないという度合いはこれまでにも増して強くなつていいであろう、こういうふうな考え方でそういうことを申し上げた次第でございます。

私は、この委員会でもいろいろ議論しました。せんね。
例えば、米価が下落したときに、全農がしつかり概算払いで払えとか、飼料用米を買い上げるとか、困ったときには政府なり時の政権なりが農協とか全中、全農をうまく使って何かをやらせようとするし、こういう改革になると、何か縛つて現場が動けなくなつていてるといって、非常に調子よく使つてきたのかなどいろいろもやはり否定できない。

ですから、農協ももちろん新しい時代に対応して変わること、あるいは変わるようなことを促していくことは大事だと思思いますけれども、その根っこにある農政そのものもやはり変えていかなければいけないし、私はこれは何度も申し上げていますけれども、農政局単位ぐらいで、例えば交付単価は変わっていてもいいし、地域によって生産コストも違うので、そういうところを柔軟にしていくつて、農業対策交付金とかいつて、農業関係には自由に使えるような交付金を渡すよな、そういうことを実は大胆にしていくと、本当に大臣がおっしゃるような、農業こそ地方分権が必要だと思うんですね。だから、大臣がおっしゃったことも私は賛同します、ある意味。ただ、農協をいじることでそれを実現していくのが、手段がちょっと無理があるのかなと感じる次第でござります。

最後に、これも大臣と何度も議論させていただいて、これは林大臣が戻ってきていただいて私はうれしいなと思っている一つなんですが、所得倍増の話、これも何度もやらせていただきました。

り下げたらいいんじゃないですかね。ちょっと無理ですよ、これは何回も言つているように、倍増というのには、物価でも何でもそうなんですかけれども、十年で倍になるためには、年率七・二%の成長が必要なんです。およそマクロの経済を考えたって、一%とか頑張つてやるならいいですよ。毎年七・二%成長し続ける。物価安定目標でも二%ですよ。

ですから、無理無理やることによつて何が生じているかというと、これを見てください。農業所得、これは統計上の概念なので余り無理できないので、二・九兆円が三・五兆円になつて六千億ふえる計算になつていますね。これは計算すると十一年間で約二〇%です、二二・一%くらい。まあ何とか頑張つていけるかななどいうぐらい。

でも、二〇%だつてだめなので、倍にしなきゃいけませんから、一〇〇%ですから。そうするといと、農業 農村といふ、この後ろの方でフルスロットルでやるわけですよ。

そうすると、そこを見ると、関連所得が今一兆円が四・五兆円にふえるとなつていて、下を

見たらわかるんですけど、四・一から八です
から三・九兆円ふえるわけですね、倍増のため
に。三・九兆円ふえる分の三・三兆円分、率にし
て八〇%以上は関連所得で稼いでいるんですよ。
それで、関連所得とは何ですかときのう事務方
に見せてもらつたら、販売とか加工とか輸出です
ね。さつき輸出の話も出たのであれなんですが、
農業所得は、米をつくつたり、牛肉・豚肉とか
で、いわゆる農業生産物なんですけれども、関連
所得になつた途端に水産物とかも入るんですよ、
いきなり。それを単に足し合わせていつて倍です
と。これはちょっと無理があるので、大臣、どう
ですか、余り政府の言葉で、党的、選挙向けはい
いにしても、政府の文章の中で倍増というのは
さつきの現実的な目標に一生懸命やつているんだ
という信頼性を確保する上でも、倍増というのを
政府の文章に書き込むのじゃなくて、せめて増大
とか、そういうことに現実的に変えられたらい

○玉木委員　もう終りますけれども、こゝは、取り下げる所以であれば、しっかりと検証していくたいと思います。

七つの分野で関連所得が成り立っているというふうにお伺いしましたので、この七つの分野の算出根拠をぜひ出していただきたいなと思います。事務方の皆さんとも少しやりとりはさせていただきたいと思いますが、場合によってはこの委員会にもしっかりと提出をいただいて、しっかりとした議論をして、農家の信頼を得られる農政を進めていかなければと思つておりますので、大臣にはぜひ御協力をいただきたい、このことを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○江藤委員長 次に、井出庸生君。

○井出委員 維新の党、信州長野の井出庸生です。よろしくお願いをいたします。

昨日、きょうの質問を作成しているときに、私

見たらわかるんですけど、四・一から八ですかから三・九兆円ふえるわけですね、倍増のためには。三・九兆円ふえる分の三・三兆円分、率にして八〇%以上は関連所得で稼いでいるんですよ。

それで、関連所得とは何ですかときのう事務方に見せてもらつたら、販売とか加工とか輸出ですね。さつき輸出の話も出たのであれなんですが、農業所得は、米をつくつたり、牛肉、豚肉とかで、いわゆる農業生産物なんですけれども、関連所得になつた途端に水産物とかも入るんですよ、いきなり。それを単に足し合わせていつて倍ですと。これはちょっと無理があるので、大臣、どうですか、余り政府の言葉で、党的、選挙向けはいいにしても、政府の文章の中で倍増というのは、さつきの現実的な目標に一生懸命やつっているんだという信頼性を確保する上でも、倍増というのをつか、そういうふうに現実的に変えられたらいかななど。十年間で二〇%の農業所得の向上を目指します。

○林国務大臣　これは、いろいろな経緯があつてこの所得倍増、今言つていたいたよなことで、二十二年度に現状ということでやつた数字が、この間の、一昨年の通常国会ですが、今おおておる数字は新しい数字、直近の数字を使ってやつたということをございます。

それで、農業、農村の所得の倍増を目指す、こういう文言は、党の文章にもございますが、政府のたしか再興戦略だったと思いますけれども、そういうことにもなつておりますので、やはり掲げた以上、その実現に向かつて、輸出の目標も、最初一兆円と言つたときは、そんな高い目標を掲げて、こういう雰囲気もございましたけれども、今着実にそれに向かつて数字を積み上げておりまますので、高い目標であるという御指摘でございますが、高い目標であつても、諦めずに、しっかりと着実にその目標に向けて、努力は続けていくところです。その姿勢は大事ではないかというふうに考えております。

○玉木委員　もう終わりますけれども、こゝは、取り下げる所以であれば、しっかりと検証していくと思います。

七つの分野で関連所得が成り立っているというふうにお伺いしましたので、この七つの分野の算出根拠をぜひ出していただきたいなと思います。事務方の皆さんとも少しやりとりはさせていただきたいと思いますが、場合によってはこの委員会にもしっかりと提出をいただいて、しっかりとした議論をして、農家の信頼を得られる農政を進めていかなければと思つておりますので、大臣にはぜひ御協力をいただきたい、このことを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○江藤委員長　次に、井出庸生君。

○井出委員　維新の党、信州長野の井出庸生です。よろしくお願いをいたします。

昨日、きょうの質問を作成しているときに、私の会館にあるマスコミの方から連絡がありまして、きょう中川政務官に井出さんは質問されるか、そういうことを聞かれたんですねけれども、私は、特に質問するつもりもないし、お呼びもいたしませんというようなことをそのときお話しをいたしました。きょう来ていただいているのは政府側の御意図があつてのことかと思うんですけども、私は、そのマスコミの方の、中川政務官に質問されますか、しません、じゃあという形で電話は切れたんですけども、関心が農政以外のことに向いてしまつている状態を非常に残念に思つております。そのことをぜひ大臣にもお考えいただきたくということを冒頭申し上げて、質問に入りたいと思います。

きょう質問させていただくことは、先日の予算地の課税の強化について要望をしている（また、二十八年度の税制改正でも引き続き検討されていい）。

農水省が、平成二十七年の税制改正で耕作放棄委員会の分科会でも、三月十日、第六分科会でお話をしたことの関連なんですが、農地の集積につ

く、私は、このことは大変結構なことだ、そういう趣旨で前回質問をさせていたいんですが、そのときに、農地も耕作放棄地も状態は違えど農地である、だから、固定資産税の公平性の観点からいって、耕作放棄地だけ課税を強化するということは税の面から難しいというお話をございました。

そこで、農地といつものについて改めて考えてみたのですが、農地法を見ますと、農地というものは、「耕作の目的に供される土地」である。

これは広島県のホームページに詳しい解説があつたのですが、「現に耕作されている土地はもちろん、現在は耕作されていなくても耕作しようとすればいつでも耕作できる」「すなわち、客観的に見てその現状が耕作の目的に供されるものと認められる土地」、ここはちょっと問題なんですが、「いわゆる耕作放棄地」をも含む。農地であるかどうかは、その土地の現況によって区分するのであつて登記簿の地目によつて区分するのではない。」そういう話になつております。

まず伺いたいのですが、これに対して、耕作放棄地という言葉の定義というものがどうなつているのかを教えていただきたいと思います。

○奥原政府参考人 今先生が御指摘されましたように、農地法上の農地といふのは、「耕作の目的に供される土地」、こういうことになつております。

この耕作の目的に供される土地につきましては、現に耕作されている土地のほかに、現在は耕作されていなくとも、耕作しようとすればいつでも耕作できるような土地も含む、こういうことがあります。

一方で、現在、市町村と農業委員会が調査した客観ベースのいわゆる耕作放棄地というのがありますけれども、平成二十五年の数字でいいますと二十七・三万ヘクタール。この中で、再生利用可能なものが十三・八万ヘクタールで、再生利用困難なものが十三・五万ヘクタール、こういうことでございます。

この中で、今最初に申し上げました、再生利用可能な農地十三・八万ヘクタール、これにつきましては、農地法上、所有者に対しまして農業委員会が利用の意向調査等を行つて、所有者が意図どおりに実行しないという場合には、最終的には、都道府県知事の裁定で、農地中間管理機構がその土地を利用する権利を取得することができるように、こういった制度になつてているわけでござります。

一方で、この市町村、農業委員会の調査のときには、再生利用が困難であるというふうにしている土地が中にござります。既に森林の様相を呈しているとか、再生利用が困難な耕作放棄地、これにつきましては、先ほどの農地法上の定義からいって、農地法上の農地になるかどうか非常に疑義のあるところでござります。

したがいまして、こういった再生困難な農地につきましては、農業委員会の方で手続をとるということに基本的になつております。総会または農地部会の議決を経た上で、所有者、法務局等の関係機関に対して農地法上の農地に該当しない旨を通知する、こういうことを順次進めていく、こういう話になつてゐるわけでござります。

○井出委員 今、耕作放棄地に再利用のできるものとできないものがある、そういう御答弁だったと思うんです。

もう一度端的に教えていただきたいのですが、再利用困難なものが耕作放棄地に入つていて、それが、先ほどの税制の議論の中で、耕作放棄地は農地であると。これを農地法に照らして、本当に農地かどうかということを見て、農地のところは当然農地として使いますし、もう農地でないという状態になつているとすれば、非農地化する手続を農業委員会の方でとつて、こういう話になるということだと思います。

○井出委員 先ほどの、耕作放棄地、使つていな農地について固定資産税を強化して、保有者に、使つていない農地についてはできるだけほかの人へ貸していただくとか、そういうことを促していくことは、私も農水省と同じで、大変メリットはあると思つんすけれども、実際に耕作することが困難な土地が耕作放棄地にも含まれていて、それが、農水省が税制改正で要望されているときに、いや、どちらも農地だからと望みが通らない中に、実際、耕作困難な土地が含まれてゐる。

まず、農地と耕作放棄地の線引きをもう少しきちつとすることによって、本当に使われていない農地については課税を強化するという仕組みが私は実現できるのではないかと思っていて、農地と耕作放棄地の改めての定義づけといふものが必要だと思いますが、大臣、いかがでしようか。

○奥原政府参考人 農地につきましては、農業委員会が農地台帳というものをつくつておりまして、これで、どこが農地であつて、今誰が使つておられます。今はそれを全部システムにして、電子地図で見られるようにするという整備まで進めております。今は都道府県知事の裁定で、農地中間管理機構が非常に重要な役割を果たすので、それが現況ど見られるようになりますと、もう農地ではなくなつてしまふ可能性が高くなります。農地中間管理機構は調査をする、こういうことになつております。

そのときに、今耕作放棄されているという状態のものは、当然わかるわけですね。その中で、再生可能なかつと草を刈ればすぐ農地として使えそうなところと、木が相当生えていてなかなか再生困難なところが出てくる、こういうことでござります。

これを農地法に照らして、本当に農地かどうかということを見て、農地のところは当然農地として使える状態にするということを目指しますので、二十七年度の税制改正では実現できませんで、二十七年度に要求していただけた中身は、農地中間管理機構に貸し付けた農地については固定資産税を減免する、そのかわり、現在耕作放棄地になつてゐるようなところについては固定資産税について課税を強化するような仕組みができるのか、これをセットで、耕作放棄地を發生させない、発生したとしても、すぐにもう一回農地として使える状態にするということを目指して税制を要求したわけですが、まだ実現していませんので、これは今後ともさらに検討していく必要があります。それで、これは今後ともさらに検討していきたいというふうに思つております。

それからもう一つ、土地についての固定資産税の問題ですけれども、固定資産税上の地目の扱いは、先ほどの農地法上の農地の扱いとはちょっと違つてゐるところがやはりござります。これはあくまで税制の世界でございまして、固定資産税の評価は地目ごとに異なつておりますが、どの地目が該当するかと、いうことにつきましては、地方税法の規定に基づいて、市町村長が現況によつて判断するということになつております。

一般的には、農地が耕作放棄地になつても、一時的に作物を植え付けていないという状態である場合には農地として評価されて課税をされる、こういうことになると思ひますけれども、農地とし

て使えない状態になつてゐるといふ場合には農地としては評価されないといふことになります。

例えば、土地の現況によりますけれども、山林ですとか原野ですとかあるいは雑種地といったような評価をされて、それに基づいて固定資産税が課税されるということになりますが、この場合、

山林とか原野といふことになると、評価はもつと低くなりますので、固定資産税が下がるということになるよう、そういう可能性もございま

す。そのことも含めて、早目に耕作放棄地を解消するようにしていくことの方が重要なだといふように考えております。

○井出委員 耕作されていなくて、ひどい土地ほどさらに固定資産税が低くなる、その可能性もあると、まさに本末転倒といいますか、税制の面から耕作放棄地を解消していくという取り組みが進まないと思うのですが、私は、農地というものを再定義する、耕作放棄地の中で再利用がすぐできそつなものところで線を引くのか、そこはいろいろ議論はあると思いますけれども、農地といふものを再定義すれば、先ほどの固定資産税の地目の話、市町村が判断をされるというお話をしたが、そこも変わつてくると思うんです。

農地の再定義によつて、使われていない農地に対する固定資産税を強化するということを要望すれば、二十七年度と同じ要望をしていても、二十八年度、どうなるかわかりませんし、そういう農地の再定義という一つのことにつらいをされてはいかがかと思うんですが、大臣はいかがでしようか。

○林国務大臣 これは、もし可能なら、総務省の税務当局にもお尋ねいただけれどと思ひますが、私もよつと党に戻つておりました間、税調においてもございましたので、特に地方税、固定資産税は地方税の主要な項目でございますが、いわゆる政策のための優遇税制とか促進するためには、地方税法といふのは使わないんだといふことが総務省の一般的な主張でございます。

したがつて、例えば農地法上の、今まさに委員がおつやつた、我々が要望しようと思つてゐる

ような、農地を集積するというような政策目的のために固定資産税の特例をつくるということについては、税務当局はそもそも論として非常に慎重であるということがあります。

したがつて、固定資産税の世界では、今局長が答弁いたしましたように、今の土地の状態に応じて評価額を出して、それに基づいて掛け合わせたものが税率で決まっていく、こういう仕組みといふことになっておりますので、そういう税務当局の御主張に対応して、我々もどういうふうにした

らこれがもう少しできるのかということを総合的に検討しながら、確かに、今委員がおつやつたように、去年と同じものを出せば同じ結果になるのではないかということがあります、税の場合

ではないかといふこともあります、しかし要請することによって税制ができていく、こういうことは、何年か、持続的といいますか、しつこく要請することによって税制ができていく、いろいろなことを考えながら

もう一度要望することは私は大事ではないかなと

いうことで一つ御提案をさせていただいているんです。

○井出委員 税制改正を要望するに当たつて、農地と使われていない農地をしっかりと定義して、

もう一度要望することは私は大事ではないかなと

いうことで一つ御提案をさせていただいているんです。

○奥原政府参考人 今の空き家対策の話を含めまして、よく勉強させていただきたいと思います。

○井出委員 私もにわか勉強ですので、そんなに勉強していただくようなことではないかと思いま

すが、いかがでしようか。

から除外をする。これは、住宅地がどのように使われているかといふところを明確に線引きをし

て、それによって固定資産税に差をつけている。私はこういう、土地の利用の現状に応じて固定資産税に差をつけていくということは、使つてい

る農地と、農地の枠に入つてゐるけれども明らかに使つてないものに対して、差をつけていくこ

とは可能であると思いますし、まして、この空き家対策は、住宅に関するものはきちっと法律で定められておりますので、当然、農地でやるとなれば、農地のところも、では、どちらに課税を強化して、どういうところだと課税が緩やかになるのかというところを、法律でしっかりと決めなければいけない。

その意味においても、この耕作放棄地といふ土地の状態、農地といふ土地の状態を再定義するこ

とは絶対必要なことではないかと感じておりますが、いかがでしようか。

○奥原政府参考人 今の空き家対策の話を含めまして、よく勉強させていただきたいと思います。

○井出委員 私もにわか勉強ですので、そんなに勉強していただくようなことではないかと思いま

すが、いかがでしようか。

の委員の先生方も質問されました。この農地中間管理機構について、端的に私の感想を申し上げ

るが、金はついているけれども人はついていない、それがこの一年間うまく機能してこなかつた最大の理由だと思いますが、大臣、いかがでしようか。

○林国務大臣 先ほどちょっとこの背景について触れていただきましたが、まさにおつしやる

ように、「役員の過半数が、経営に関し実践的な能力を有する者であると認められること」。こういふように法律上されていて、民間のノウハウが活用されているということには言えていますが、全国で企業経営者が三十四人、農業法人経営者は二十一人といふことにとどまつております。民間のノウハウが活用されて、こういうふうに思つております。

また、先ほど申し上げましたように、人・農地プランなどの、地域の農業者の話し合いを進めるための現場において動き回る人員というのも十分確保されていないであろう、こういうことでございまますので、確かに、人の面でまだいろいろやっていかなければいけないことがあるというのは御指摘のとおりだというふうに思います。

○井出委員 今、民間の方の人数なども御紹介をいただきましたが、さきの予算委員会の第六分科会で、たしか、各県の農地中間管理機構の役員は全體で大体五百五十人ぐらいだ、企業での役員経験がある人または農業で法人経営をやっている人が大体一割だ。その数字が、今大臣がおつしやつた、三十四人と二十一人だとうございます。

改めて伺いたいんですが、各県の農地中間管理機構のトップの方、私は東日本の分しか見ていないですが、半数以上が県の農政部長がそのまま來ている、分科会の答弁でも、県との関係がかなり強い人事になつていて、そういうお話をいただいて

いるんですけれども、これは、どうして全国的に

こういう県のトップが出向するような、天下りするような、そういう人事になつてしまつたのかを質問に入りたいと思います。

次に質問をするのが、農地中間管理機構、さき

伺いたいと思います。

○奥原政府参考人 農地中間管理機構は、指定法人制として二十五年度に法律をつくっていただきました。

それぞれの県におきまして、この中間管理機構の法律ができる前から、農地保有合理化法人、県ごとに名前は違ておりますが、通常、農業公社と言っているような法人がございまして、そこを、この法律ができた後で農地中間管理機構として指定して、体制も刷新しながら今度の仕事に取り組んでいる、こういうことでございまが、従来の各県の農業公社、農地保有合理化法人のときの役員体制がそのまま維持をされているところも随分あるということだと思います。

従来は、役員についての縛りも特に設けておりませんでしたので、県庁のOBの方がトップになつたり、あるいはトップでなくても役員の方がなるというケースが非常に多かつたと思いますけれども、今度の農地中間管理機構の法律の中では、役員の過半の方は経営について実践的な能力を持つ方にしてほしいということを法律の中にもうたつておるわけでございますので、ここのことろ、必ずしもトップだけではなくございませんけれども、役員の中に民間のノウハウを持った方々であります。ただ、その方々のノウハウを活用して、本当に機構が現場でもつてうまく動き回る、そういう組織になつていただくことが重要だというふうに考えております。

○井出委員 余り機能しなかつた前の体制の名前を変えて、人事がそのまま維持されるというようなことであれば、大きな変化といふのは期待できない、そう言わざるを得ないのかなと思うんであります。

今、現場で動き回る人というお話をあります。実際に現地で、農地を貸し出してくれる人、また、農地を借りたいという人の意向を読み取ったり、その交渉をされる方、そういう方を想定していると思うんですが、私の地元のあるところで、そういう役は誰がやるのかという議論になつ

たときに、市町村がやるんだと。実際、中間管理

機構は業務を市町村に委託ができて、市町村がそのまま預けて、もう一回、利用の再配分をしようと言つて、それで、幾ら金を出しても、そういうことを実際にやってくれる人がいないのであれば、何物事は進まないんじやないかと思います。

現地の交渉役という方は、この農水省のつくっている「今般の施策の見直しに係るQ&A」というものを見ますと、普及員のOBや市町村職員のOBなどを雇つて活動していくことだと考えています。

まず伺いたいんですが、実際にそういう現場で活動する人を全国の中間管理機構がきちんと市町村単位で雇つているということは実現しているんでしょうか。

○奥原政府参考人 この現場で動く人の体制は一番重要なポイントだと思っております。

それで、この中間管理機構につきましては予算措置も当然講じられておるわけでございますので、機構に対して、事業費もついておりまし、それから事務費もついているわけです。機構の職員として、現場で動き回る人を整備していただきたいです。しかし、機関が市町村に委託をして、市町村段階でもつて人を雇つていただきたいです。委託先が農協の場合には、農協の職員を使うということもあります。この辺の使い方は、やはりそれぞれの県によりまして現場の実力がかなり違います。ある県では、県の出先が一番動いているところもありますし、中には市町村が一番動いている場合によつては農協が動いている、いろいろなところがござりますので、これは、それぞれの地域の特性に応じて、動ける方をできるだけ整えていただ

たぐ、例えば、人・農地プランをきちんとまとめて、自分たちの地域はまず中間管理機構にまとまって預けて、もう一回、利用の再配分をしようとかいう議論まできちんと持つていていただけ

で、そういう顔がつながつて能力のある方がどれだけいるか、なかなか難しい問題がござります。

普及員で優秀な方々は顔が相当つながつていまして、そういう方でOBになつた方が活用するとか、いろいろなことをこちらからもアイデアとしてお示しをしておりますが、予算もうまく使つていただいて、ここの体制を整備していくことが非常に重要なポイントだというふうに思つております。

○井出委員 この農水省のQ&Aで、「機構が市町村に業務委託をするに際し、市町村に、農地の借受け・貸付け等に関し農業者の間を奔走し、交渉実務等に専心する者を置く等、実施体制を整備すべきではないか。」それに対する答えが、普及員のOBや市町村職員OBなどを雇つて活動していくことを考えていました。このことなんですが、現場で動き回る人、先ほどディベロッパーという話もありましたけれども、これが全国的に各市町村などで人が配置されているかどうかを検証していただきたいと思います。

まだ開始して一年だから、これから数字が出てくる、それを見て、もう一回、改善するべきところを正す、というお話がありましたけれども、市町村の現場を駆けずり回る人がどれだけ採用され、その実態、どれだけ動いているかというところもしっかりと分析をして、ぜひ公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥原政府参考人 御指摘のとおりだと思います。

県ごとに相当濃淡がござりますけれども、例えば熊本県におきましては、現場で動ける人が四十人ぐらい整備をされております。これは、機構本体の職員の方もいますが、委託先の市町村の方も、それから委託先の農協の方もいらっしゃるん

です。

そうやつていろいろな形で体制を整備して、本当に成果を上げつてあるところもありますので、この一年間、初年度の分については、この三月末でいろいろな数字をとつて集計をして、我々も分析して、二年目にきちんと軌道に乗るようにやつておきたいと思いますので、現場の体制も、その中の一つとして、きちんと状況を把握したいと思つております。

○井出委員 ゼビ把握して公表をしていただきたい。機関のトップは公表されているから、県の関与が強いということがわかるわけでありますけれども、現場の状況もきちんと公表していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥原政府参考人 いろいろなデータを公表した上で、改善策を考えていきたいと思つております。

もう一つ、この中間管理機構に関して伺いたいのですが、中間管理機構は、いわば行政が中心となつて、これまで所有者が個々に持つてた土地を、土地を借りたい人と個人対個人のやりとりではなくて、そこに行政が受け皿としてしっかりと入るんだ、そういう仕組みであるという理解をしているんです。行政の関与が強まつていく。

もう一つ、農地の集積、その権限の移譲ということで農業委員会があります。農業委員会は、農地の権限に関する許可をやるのがメインでありつつ、もう一つの大きな仕事として、今私が申し上げたような、現場を動き回る、そういう仕事の部分も担つてきたのではないかと思っていますね。

農業委員会の現場の方に聞けば、中間機構には協力しなさいと言われているので協力はします、そこまでは言つていただくんですが、農地中間管理機構に農地の集積が、そこがメインになつてくれば、農業委員会の仕事自体も減つていくのではないか。ましてや、今私が公表してくれと求め

た、そういう職員を、現場で駆けめぐり回つていく人をこれから中間管理機構の方に採用していくとなると、では、農業委員会で今まで地元の農地をしつかり見てくださつてきた方の存在というものはどうなつっていくのか。

これは非常にダブつてしまつているのではないかと思って、私は農地を細かく把握されている農業委員会のお力というのは非常に貴重だと思うんですね。だけれども、このダブつている状況というものが、これから農地を有効に管理していく上で問題ではないのかなど感じるんですが、その見解を伺います。

○奥原政府参考人 農業委員会の業務として、権利移動の許可のような仕事をしますけれども、やはり地域の中で、農地のあつせんですとか、農地の流動化に向けて仕事をするということもその仕事の中に入っています。

そういう意味では、農地中間管理機構の目的と農業委員会の仕事の目的は共通しているところが相当あるわけとして、ここがきちんと連携して成

果を上げていくことが非常に重要だというふうに考えております。

これは、農業委員会の今回の改革にも関係をす

ることでござりますけれども、従来の農業委員会の仕事の状況は地域によってかなり差がござります。本当に農業委員会が中心となって、その地域の担い手への農地の集積を進めているところもございまますし、ほとんど農業委員会が活動していないような、そういう地域もございます。

やはりこれは、全ての地域で農業委員会がきちんと活動していた大いに、担い手への農地の集積、集約化を進める、それから耕作放棄地の発生防止をする、新規参入を促進するといった状態になつていくことが非常に重要なとおもふに思つております。今回の農業委員会の改革はそういうものをカバーするような改革をする、こういうことになります。

この農業委員会がきちんと機能するようになれば、これが農地中間管理機構ときちんと連動す

るようになりますので、先ほどの中間機構の現場での推進体制の一部として、この農業委員会の委員の方々、今回は農地利用最適化推進委員というまで任命されることになりますけれども、その方が々も含めて、この地域の農地の流動化がさらに進むようになるというふうに思つております。

○井出委員 農業委員会の改革の中で、農業委員会の制度の中に農地利用最適化推進委員というものができるわけですね。中間管理機構にも現場を

駆けめぐらせる職員ができる。

これはどちらが機能してくるのか、それは地域

によって違つてくるし、私は今想像もつかないんで

すけれども、農地中間管理機構マーンでこれが

でなければ、農地の集積を進めていくというのであれば、農

業委員会の農地利用最適化推進委員というものを選

つくるんですけども、今おっしゃった、名譽職

化とか仕事をしていなかとか、それは中間管理機

構が仕事をすればするほど、この農業委員会とい

うものが仕事をなくなつてくる。私はその整理が

必要だと思うんですよ。

そもそも、農業委員会といいうものは、戦後、自

分たちで農業をやつてゐる人が土地を所有して、

行政から独立をしたところがしっかりとそれを見

ていくというために農業委員会がつくられた。一

方で、今進められている農地の集積といいうもの

は、農地中間管理機構といいうものをつくって行政

の関与を再び強めていくこと。

相反するとおもふと少し語弊がありますが、政策

転換を行うというのであれば、違う目的で今まで

やつてきた農業委員会とこの中間管理機構が二つ

のタイヤで現場を回るというのは、私はどう見て

いる、この二つが連動しないと成果が上がつていか

らないということだと思いますが、いかがでしようか。

○奥原政府参考人 まず、農地中間管理機構は、

行政の関与を強めるというのでは基本的にはな

いと思っております。

従来の農地の流動化の政策は、基本的に、出し

たい方と受けたい方、個別のものをやる、その間

にあつせんする方が入る程度でしたけれども、こ

よ。

る個別の相対でのやりとりではなくなか農地が流れていません。特に、出す方と受ける方の個人的な信頼関係の問題もありますし、それから、個々にやつてゐるのでは、まとまつた面積を受け手の方に渡すということもできません。

ということがありまして、間にきちんと入つて、一旦農地を中間管理機構が借りて、まとまつた面積にして、使いやすくして、受け手の方に転

貸をする、こういうスキームをつくるということ

ですので、別に行政の関与を強めるということでは基本的にはないと思っております。

それから、農業委員会、これは、今回改革をして、農業委員会といいう性格が変わるので

ても、独立行政委員会といいう性格が変わるので

はあります。農業委員会の方も、それから推進委員の方も、基本的にはその地域の農家の方々が選ばれてくる、こういうことになると思います。

農家の方が自分たちの地域の農業、農地をどう

するかという観点でそこは考えていただくなことは

当然必要ですし、一方で、中間管理機構といいう

間に入る、中間的に農地を借りて、まとまつて転

貸する、こういう主体、その委託先として動いて

いる市町村なり農協、ここがきちんと連携をと

ることで初めて動いていく。

中間管理機構があれば農業委員会は要らなくな

る、こういうことではなくて、先ほどから現場で

動く人の数が少ないと言われておりますが、むしろ、この二つが連動しないと成果が上がつていか

らないということだと思いますが、我々は考えており

ます。

○井出委員 私は、農業委員会が要らないとは一

言も申し上げていないです。農業委員会の皆さ

んが現場の農地について非常に細かく実態を把握

していることは地域の農業の大きな財産だと思つ

ています。

○井出委員 中間管理機構と農業委員会の問題も

そうですが、最初に申し上げた農地と耕作放棄地

の整理をして、これが非常に重要なことだと思つております。

○井出委員 中間管理機構と農業委員会の問題も

そうですが、最初に申し上げた農地と耕作放棄地

の整理をしたらいののか、その大も

の整理もそうなんですか、そういった法律

的定義の整理ですか、今まであつた制度の目

のが何であつて、それを政策転換していくときには

どういう制度設計をしたらいののか、そこの大も

の整理をしていかなければ、農家のための改革

や、自民党がおっしゃつてゐるような農政の大転

換、戦後以来の大改革というもの、その根っこ

の部分の議論をまずしつかりやることが必要では

ないかというのことをきょうは問題提起をさせてい

ただいて、質問を終わります。

ありがとうございました。

○江藤委員長 次に、松木けんこう君。

○松木委員 それでは、質問をさせていただきます。

農業というものなんですかけれども、きょうはぱつとした質問をしますので、そんなにかたく考えないので答えていただいて結構ですからね。

まず、農業の役割というのは、経済性というんですか、経済合理性というものから離れたところにもいっぽいものが農業といつてあるんですね。

例えば、土地の涵養もそうだろうし、そして家族經營、いいじやないですか。家族が汗と一緒に流して、そして經營をしていく。本当に美しいといふうに思うし、日本書紀か何かには、たしかなりわいという字が農業の農で書いてあるんですね。そんなこともある。すごくいいですね。日本の原風景だといふうにも思えるんですね。そして、日本人というのはやはり農耕民族なのかな、そんなことも考えたりするんですよね。

どうですか、大臣、副大臣、政務官。私も同じような考え方というのか、いやいや、これからはもう変わっていくのよといふうにお思いなんか。そこ辺を、ちょっとだけ結構ですから、それぞれお答えください。

○林国務大臣 大変本質的な御質問をいただいたと思つております。

農業というのは、やはり日本の美しいふるさと、これを守つてきた國の基である、よくそういう言葉をいたします。また、成長の糧になる大きな潜在力を有しておる、こういうふうにも思つておるところでござります。

まさに、車やコンピューターをつくる製造業と比べて、産業という側面ももちろんあるわけですが、一方で、今委員がお触れになつていただいた、水の流れ、流量調整をするとか、それからCO₂を吸収するとか、あるいは集落を維持する家族農業とか、そういうことを通じて發揮しておられる、多面的機能とよく呼んでおりますが、こういうものがしっかりとあります。この両方をどうやって車の両輪としてしつかり

と組み合わせてやつしていくかということをしつかりと考えて、そして農山漁村の活性化を実現していくことが大変大事なことであるというふうに考えております。

○あべ副大臣 農業に関しては、大臣のおつしやるよう、産業としての農業といふことと、私は、特に自分の地元が中山間でございまして、守つていくという多面的な機能があると思つておりますし、また、農業政策としてのあり方だけではない、地域政策として、その中山間地区をどのように守つていくかという側面もあるんだと思つております。

今、攻めの農業と言われている中、やはりそこは地域によつての実情がそれぞれある中、地域に合わせた農業政策が本当に重要であるといふうに思つてはいるところでございます。

○中川大臣政務官 私も、大臣、副大臣がお答えになつたことと同様でございますが、農は國の基といいます。そして、先ほどあべ副大臣がお話をされました農業としての農業といふお話を

されまつたことは、私の地元は委員と同じ北海道でござりますので、食料基地北海道といふところでお育つたものとして、産業としての農業は本当に大切だといふように思つております。

また、多面的機能、先ほどあべ副大臣がお話をされましたので重複は避けますけれども、副大臣がお話をされたもののほかに、やはり文化の伝承ということもあるといふに思います。

そういう意味で、今委員がおつしやつてあるのと同じように、農業というのは本当に大切なもの

何をしよう、あるいは、たばこを病院で吸つのはちょっとよくないけれども、たばこは私も吸いまますし、別にそんなことはいいんですよ。い、いんだけれども、しかし、中川さん、そもそも、体は大分よくなつたんですね。小山君のときにそついう質問もあつたと思うんですけれども、私はいなかつたものだから、ちょっとお答えください。

○中川大臣政務官 先ほど質問にお答えをさせてください。

○中川大臣政務官 農業としての農業と、それから多面的機能としての農業、この二つの観点から大変大切なものです、國の基であると、大臣、

副大臣と同様の考え方でございます。

○松木委員 お三方ともすてきな答えがあつたと、いうふうに思いますけれども、今、農業といふのは曲がり角に来ているんだろうなとつくづく思うんですね。家族で經營していたのが何か否定されたり、そういうのが非常に僕は寂しい気がするんだけれども。

林先生なんかは家族を大切にするというので結構有名な方で、そしてホームページなんかを見るとき、ちょっとといい感じの写真が載つてあるじゃないですか。あれはいいですよ、すぐく。本当にい

りみんなで力を合わせてやつしていくことだと思つうんですね。

私も農水政務官をやつたことがあるんですけど、途中やめましたけれども。それはなぜかといふ

と、残念ながら、離党する前に、いや、離党じゃないんだ、あれは。首になつたんだ、民主党を。

私も政務三役を途中で辞任しました。それはなぜかといふと、残念ながら、我が党の方がといふか、ある人がいて、急にTPPの話だとかをし始めるものですから、私はどうしても納得できなかつた。だから、そのままいたら、大臣、副大臣の足を引っ張るだろうというふうに私は思いましたので、そこで身を引かせていただいたことがあります。

そこで、中川さん、私は、別にあなたが路上で何をしよう、あるいは、たばこを病院で吸つのはちょっとよくないけれども、たばこは私も吸いまますし、別にそんなことはいいんですよ。い、いんだけれども、しかし、中川さん、そもそも、体は大分よくなつたんですね。小山君のときにそついう質問もあつたと思うんですけれども、私はいなかつたものだから、ちょっとお答えください。

○中川大臣政務官 今回、私の軽率な行動のため皆様をお騒がせしたことを深く反省しているところです。

大臣政務官として任命をしていただいたことに鑑み、大臣をお支えし、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現に向けて、大臣政務官としての職務に全力で取り組んでいくことが私の責務と考えてゐるところです。

農政は今、大改革の途上にござります。日本の農林水産業のために少しでもお役に立てるよう、まだまだ政治家として若輩者ではございますけれども、精いっぱい頑張つてしまひたいと思いま

心配いただきまして、本当にありがとうございます。

おかげさまで回復基調にございまして、きょうのように、国会ということがありましたら、一時外出許可をいただきまして出席をさせていただいているということがあります。

○松木委員 大分よくなつてきましたと、重ねてお詫申しあげます。ありがとうございます。

○中川大臣政務官 大分よくなつてきましたと、大分騒ぎも落ちついたんじゃないかな。

きょうは、井出君のところにはマスクから中川さんのことを聞くのかといふ質問の電話があつたといいますけれども、私のところにはありませんでしたから、大丈夫なんです。何にも言つていませんから。ですから、マスクもきょうは余り来ていないし、落ちついて話ができるんじやないかなというふうに思つていています。

でも、中川さん、やはりチームワークというのは非常に大切なんだよね。

自分は悪いことをするつもりではなかつた、いろいろなことがある、それはそのとおりだと思います。しかし、今自分が置かれている立場というのはちょっと厳しいというふうにやはりあなたも思ひますか。ひとつ答えてください。

○中川大臣政務官 今回、私の軽率な行動のため皆様をお騒がせしたことを深く反省しているところです。

大臣政務官として任命をしていただいたことに鑑み、大臣をお支えし、強い農林水産業と美しく活力ある農山漁村の実現に向けて、大臣政務官としての職務に全力で取り組んでいくことが私の責務と考えてゐるところです。

農政は今、大改革の途上にござります。日本の農林水産業のために少しでもお役に立てるよう、まだまだ政治家として若輩者ではございますけれども、精いっぱい頑張つてしまひたいと思いま

す。

○松木委員 政務官の仕事というのは、結構、全

国いろいろなところへ出張したり、いろいろな大

会で挨拶したり、ありがたいことに皇族の皆さんとお食事をさせていただいた、そういう経験もさせていただいた、本当に重要な、大切なポストだと私は思います。それに、今、中川さんは本当にたえられるのか。私は心配ですよ、本当に。しかし、あなたも子供ではない。私と多分年は同じなんですね、私も五十六歳ですから、多分同級生だと思いますけれども。私は男女を差別する、こういう気持ちはありません。ですから、女性だからどうのこうの、男だからどうのこうの、こういうことを聞くのはやめようとか、そういうことはしません。

そこで、きついことも聞くかもしれませんけれども、ひとつ答えていただきたいのは、まず、週刊誌に出ましたね。しかし、週刊誌なんていうのは、まあ、悪いけれども、かなりいいかげんなこ

ともお書きになるときもある。あるいは、昔といえば、疑惑の銃弾なんといって、週刊誌の報道から大きな事件になつた、そういうものも実はあるんですね。

この週刊誌の報道を私はうのみにはしていない

んだけれども、中川さん、特に週刊新潮さんとい

うのに二回目に書かれたのは、たばこがどうのこ

うのなんていうのは、私は、たばこは病院で吸つ

てはだめだけれども、ふだんは別にそれは御自由

だといふうに思つけれども、一番初めの記事な

んかは、あなたはお答えをいろいろとされている

んだけれども、それはあなたが本当にお答えになつた言葉で間違いないんですか。それをお聞き

したい。

○中川大臣政務官 記者からは電話取材がござい

ます。いやいや、こんなものは読み

まして、突然のことで気が動転をしておりまし

たくないでしよう、それは当然。読んでいないと

で、幾つかのことはお答えをしたというふうに思

います。しかしながら、私は、しつかり全部読ん

でいるわけではございませんで、今、委員がお尋

ねのことを、どのようにお答えをしたらしいのか

ということは、今、考えを持つてございませんの

で、そのことをお酌み取りいただければというふ

うに思つてござります。

中川さんは、こういうお話をされたんでしよう

ません。

○松木委員 記事は読んでいないんですね、中川

さんは。この新潮の記事は読んでいない。読んで

いないんでしよう。いやいや、こんなものは読み

たくないでしよう、それは当然。読んでいないと

いうことでよろしいですね。

○中川大臣政務官 ざつと目を通しましたけれど

も、一言一句、今覚えているというような状況で

はございません。

○松木委員 ざつと目を通したと。

もう一人の議員さんと、これは本当に御自身方

がこういうお話をされたのかなとうぐらい、

ちょっと余りいい内容ではないというふうに思

いませれども。

実は、中川さん、私の姉貴は二つ年上なんです

けれども、仲人がいるんですよ。この仲人が、あ

なたのおじさんに当たるのかな、中川義雄さん、

中川さんは党は違つてずっとやつてきましたけ

れども、しかし、うちの父なんかは、特に昭一さ

んのことは随分買つていたんですね。そういう

つながりもあるんです。

その中で、私は本当に気になる言葉がある。一

番最後のところで、あなたはこう言つているんで

すよね。いろいろな悪意と体調と宇宙の摂理が一

緒になつたときに大きな不幸が起きる、その一回

目が中川一郎が自殺したときで、その二十六年後

にローマで事件が起き、夫がいなくなつてしまつ

た、それと同じようなことが起きたのがこの間のことでした、夫にはこれから報告しますが、ばか

なことをしたな、でも、俺もそんなことをいつば

いしていただんだよ、実はなつて言つんじやないで

すかね、こういうことが……(発言する者あり)い

や、これは御本人の言葉だから、私は聞いている

んだよ。やはやめなさい。こつちは、ゆつたり

やつっているんだからね。中川さん……(発言する者あり)政務官の資質だろう。やじには余り反論

しない。

○中川大臣政務官 中川さんは、このまま。

○中川大臣政務官 委員の質問にお答えをいたし

ます。

先ほど申し上げたように、記者の方からは突然

の電話取材で、大変気が動転をいたしました。御

指摘のような言葉を口にしたということは記憶い

たしております。

○松木委員 記憶がないということ、あるのです

か。

○中川大臣政務官 先ほども申し上げましたよう

に、記者の方からの取材は電話取材でございまし

た。突然のことでございましたので、大変気が動

転をいたしましたけれども、今記憶をたどつてみ

ましたら、御指摘のような言葉を口にしたと記憶

いたしております。

○松木委員 中川さん、急に電話が来たら、私も

多分同じようなときだつたら動転すると思うんだ

けれども、このお話というのは、何回か取材を受

けた一番最後の方なんですよね。中川さんはやは

り御自分の言葉に責任を持たなきやいけないです

よ。これは本当に残念なことだというふうに思

ます。

○江藤委員長 委員長から申し上げます。

政治家本人の身の処し方、進退につきまして

は、御自身も覚悟がおありの上での続投といふこ

とでござりますので、品位を欠く発言だとまでは

申し上げませんが、少し抑えていただければ私

は思います。

○松木委員 余り責めているつもりではないんだ

けれども、大臣に上司としてどういうふうにお考

えかということだけを、では、お聞かせください。

○林国務大臣 中川政務官におかげでは、選挙区

が、これは松木先生と同じ北海道ということです

がります。先ほど少しうれ触れになられましたが、

我が國の食料生産を担う大農業地帯でございまし

て、大変現場感覚にすぐれたものを持っておられ

ます。農政の改革を前に進めていく上で大変重要

な役割を果たしてこられましたし、これからも果

たしていただきたい、こういうふうに思つております。

国民に誤解を与えることのないよう、一層公人

としてみずからを律しつつ、強い農林水産業と美

しく活力ある農山漁村、これを実現すべく、政務

官としておるところです。

○松木委員 大臣、わかりました。

れども、頑張つて説明されたらしいと思うし、そして、私はこんなことで政治家までやめろなんて言いませんよ。

でも、農林水産行政というのは、これからなかなか大変な時期に入つていく中で、中川さんがいろいろなところに出張したときも、好奇心の目で見られたりすることもあるので、私は本当に心配なのです。

ぜひ、大臣、ここで何を言えとは言わないけれども、もうちょっと総理大臣と農林大臣と中川さんとお三方でもお話しする機会を持つて、ここで一度身をお引きになつた方がこれから将来のためにも私はいいというふうに思います。大臣、どうですか。

○中川大臣政務官 先ほども申し上げましたよう

に、記者の方からの取材は電話取材でございまし

た。突然のことでございましたので、大変気が動

転をいたしましたけれども、今記憶をたどつてみ

ましたら、御指摘のような言葉を口にしたと記憶

いたしております。

○松木委員 記憶がないということ、あるのです

か。

○中川大臣政務官 先ほど申し上げましたよう

に、記者の方からの取材は電話取材でございまし

た。突然のことでございましたので、大変気が動

転をいたしましたけれども、今記憶をたどつてみ

ましたら、御指摘のような言葉を口にしたと記憶

いたしております。

○江藤委員長 委員長から申し上げます。

政治家本人の身の処し方、進退につきまして

は、御自身も覚悟がおありの上での続投といふこ

とでござりますので、品位を欠く発言だとまでは

申し上げませんが、少し抑えていただければ私

は思います。

○松木委員 余り責めているつもりではないんだ

けれども、大臣に上司としてどういうふうにお考

えかということだけを、では、お聞かせください。

○林国務大臣 中川政務官におかげでは、選挙区

が、これは松木先生と同じ北海道ということです

がります。先ほど少しうれ触れになられましたが、

我が國の食料生産を担う大農業地帯でございまし

て、大変現場感覚にすぐれたものを持っておられ

ます。農政の改革を前に進めていく上で大変重要

な役割を果たしてこられましたし、これからも果

たしていただきたい、こういうふうに思つております。

国民に誤解を与えることのないよう、一層公人

としてみずからを律しつつ、強い農林水産業と美

しく活力ある農山漁村、これを実現すべく、政務

官としておるところです。

○松木委員 大臣、わかりました。

大臣はハーバード出身なんですね。すごいですね。しかし、そのハーバードに行く前に、あなたはお父さんの会社で、ガス現場でしばらくやつてましたんでしょ。この現場にいるというの私は非常に大切だと思つんですね。その現場感覚をこれから農林水産行政にもしつかり役立てていただきたいというふうに思います。

それでは、この話はこれで終わります。

まず、自然災害による農地や農業施設の復旧等について農林水産大臣にお伺いしたいんですけども、四年前の三月十一日、東北のところで大きな地震が起きました。この復旧状況といふですか、そんなものは今どちら辺まで進んでいるんでしょうか。

私なんかは、テレビなんかを見ていますと、なかなか進んでいないなというふうにどうしても見えるんですね。そして福島の、特に大熊町といふのは、私の義理の父親、母親が生活をしていたところのものですから、この四年間で残念ながら二人とも死んでしまいましたけれども、どうなつているんだろうかと、特に農業のことを心配なものですから。大分進んでいるよ、そしてこういうことも考へているよということがあれば、お答えください。

○三浦政府参考人 お答え申し上げます。

東日本大震災による津波被災農地が二万一千四百八十八ヘクタールござりますけれども、このうち、平成二十六年度までに営農再開が可能となつた農地は一万五千六十ヘクタールでございまして、これは全体の七〇%に当たります。

また、農業用施設のうち、営農再開を図る観点から早急に復旧が必要な主要な排水機場につきましては、被災したところが九十八カ所ございますが、その排水機場のうち、平成二十六年度までに全体の九二%に当たる九十カ所で復旧が完了ました。引き続き、地元の皆様の意向を尊重しながら、県などの関係機関と連携を密にいたしまして、できる限り早期に営農再開できるように取り組んで

まいりたいと考えております。

○松木委員 ゼひ、早くも戻るよう努力をしていただきたいというふうに思つております。

それでは、報道の中でもう一つ気になることがありまして、自給率の目標というのがありますよね。これが、民主党時代は五〇%といふことを自給率の目標として掲げたんですけれども、これを四五%にお下げになるということなんですね。

農業の役割を軽視する、そういううつもりでは私はもちろんないとと思うし、現実的な数字を述べられましたのかなとも思うんだけれども、しかし、なるべくこういうことに関しても、さつき、所得倍増を目指せなんという、そういうのは言い過ぎじゃないかな。

そういうふうにも私は思います。

○松木委員 五〇%にする気はないでしょ。かくいうふうにも私は思います。

○林國務大臣 今申し上げましたように、専門家の皆さんの審議会でも、現実に見合った需要量、現実的な生産条件、こういうことでこういう数字になつておりますので、しっかりと三九%から四五%に引き上げる、これはまだ案でございまして、今から正式決定ということになろうかと想います。が、正式決定になれば、しっかりとその目標に向かつて努力を続けていきたいと思っております。

○松木委員 わかりました。

でも、ゼひ、これは本当に実現するように頑張りましよう。結局、どんどん下がつていくばかりなんだよね。本当に残念だなというふうに思つています。

これは、自民党さんもそうだけれども、民主党さんも政権を握つていてるときに、そう簡単に上げられなかつた、短くて政権終わつちやつたから、それはしようがないけれども。

そんなことで、あと、JA全中の監査権限の廃止という話が今回の一つの目玉になつてゐるようですが、小山委員は、せつかくうまくいつてゐるのになぜ変えるんだといふ人もいるよといふことで、何ですかということを言われていました。一方で、余り大きな変化はないよといふ声もあります。小山さんは、どちらかといふれば余りよくない改革だという話をたしかさつきされたと思うんですけども、大臣、本当のところはどうなんでしょうか。

要量を想定する、それから、生産量も、需要面に加えて、現実的な生産条件に見合つたものとする、こういう整理が審議会によつてなされたところでござります。

農林水産省としては、こういう議論も踏まえまして、三月十七日に開催された審議会に、この計画期間内における実現可能性を重視した目標といふことで、カロリーベースの食料自給率を現在の三九%から四五%に引き上げる、こういう案を提示しておりますところでござります。

○松木委員 五〇%にする気はないでしょ。

○林國務大臣 今申し上げましたように、専門家の皆さんの審議会でも、現実に見合つた需要量、現実的な生産条件、こういうことでこういう数字になつておりますので、しっかりと三九%から四五%に引き上げる、これはまだ案でございまして、今から正式決定といふことになろうかと想います。が、正式決定になれば、しっかりとその目標に向かつて努力を続けていきたいと思っております。

○松木委員 わかりました。

でも、ゼひ、これは本当に実現するように頑張りましよう。結局、どんどん下がつていくばかりなんだよね。本当に残念だなというふうに思つています。

これは、自民党さんもそうだけれども、民主党さんも政権を握つていてるときに、そう簡単に上げられなかつた、短くて政権終わつちやつたから、それはしようがないけれども。

そんなことで、あと、JA全中の監査権限の廃止という話が今回の一つの目玉になつてゐるようですが、小山委員は、せつかくうまくいつてゐるのになぜ変えるんだといふ人もいるよといふことで、何ですかということを言われていました。一方で、余り大きな変化はないよといふ声もあります。小山さんは、どちらかといふれば余りよくない改革だという話をたしかさつきされたと思うんですけども、大臣、本当のところはどうなんでしょうか。

確かに、私は、監査権限を廃止することによってそんなに変わらぬのかなというのは余りよくわからんんですね。ぜひ教えてください。

○林國務大臣 最後のところで監査のところが随分議論になりましたので、報道だけ見ておりますと、そこだけ変えるようなイメージになつておるのかもしれません、私としては、一昨年に決めました三本柱と一本柱の四本柱で新しいことをやつていこう。その中で、農協も農業委員会も生産法人みんなこれに対応して変わつていくことを大きな改革の中で、実は農協の方からも自己改革というのも出でております。先ほど販売の仕方についても少し御議論いただきましたけれども、そういうものも全体として含めて、この改革をしっかりとやつていくことが大事でございまして、監査のところだけを捉えて、今回の改革に向かつて努力を続けていきたいと思っております。

○松木委員 これまで終わりますけれども、いい日本を残すのにはいい農業を残すということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○松木委員 これで終わりますけれども、いい日本を残すのにはいい農業を残すということをぜひ御理解いただきたいと思います。

○松木委員 本当に実現するように頑張りましよう。結局、どんどん下がつていくばかりなんだよね。本当に残念だなというふうに思つています。

これは、自民党さんもそうだけれども、民主党さんも政権を握つていてるときに、そう簡単に上げられなかつた、短くて政権終わつちやつたから、それはしようがないけれども。

そんなことで、あと、JA全中の監査権限の廃止という話が今回の一つの目玉になつてゐるようですが、小山委員は、せつかくうまくいつてゐるのになぜ変えるんだといふ人もいるよといふことで、何ですかということを言われていました。一方で、余り大きな変化はないよといふ声もあります。小山さんは、どちらかといふれば余りよくない改革だという話をたしかさつきされたと思うんですけども、大臣、本当のところはどうなんでしょうか。

以上です。

○江藤委員長 午後一時十五分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後零時二十十分休憩

○江藤委員長 午後一時十五分開議

す。

質疑を続行いたします。齊藤和子君。

○齊藤(和)委員 日本共産党の齊藤和子です。委員会で初めて質問をさせていただきます。

まず、米価暴落問題について質問をいたしました。一〇一四年度産米の農協の概算金は、コシヒカリ

りで一俵九千円、その他の銘柄では七千円から八千円台の価格になつております、昨年と比較しても、六十キロ当たり一千円前後下回っています。

農林水産省の米の生産費調査で、米の生産費と物財費は幾らとされていますか。

○佐々木政府参考人 お答えいたします。直近の平成二十五年産の米の生産費統計の全ての規模階層の平均で見ますと、肥料、農薬、農機具等の購入費ですか償却費等からなる物財費は、六十キログラム当たり八千九百八十二円となつております。

これに労働費、資本利子、地代を含めた全算入生産費は、六十キログラム当たり一万五千二百一十九円となつております。

○斎藤(和)委員 ありがとうございます。

つまり、今の米価は生産費の半分、物財費さえも割り込む価格になつてゐるということです。さらに言えば、日本で最も高いとされる新潟県魚沼産のコシヒカリを例えれば五百ミリットルのペットボトルにいっぶい入れても九十五円にしかなりません。私の地元千葉では六十円です。ペットボトル一本で、おにぎりは大体八個以上つくれる量になります。それが水よりも安い価格で取引されているというのが今の米価です。

こうした状況の中で、私の地元、稻作農家の方からは、冬の間に機械をメンテナンスに出すんだが、三十五万から五十万かかる、米価も下がり簡単に出せない、農機具屋に話を聞いても、例年約三十件来ていたものが、ことしは五件しか来ていない、こういう話です。米価の暴落による収入減がこうした形であらわれています。また、匝瑳市の営農組合の方からも話を聞きました。先行きは全く見えない、しかし、若手が三人働いているから、やめるにやめられないと話されていました。

もし、またことしも同じようく米価が暴落したら、米農家はたまつたものではありません。生産基盤は崩壊寸前、崖縁です。今の米価暴落を大臣はどうのように認識されていますか。

うか。

○林國務大臣 二十六年産米の本年一月の相対取引価格でございますが、六十キログラム当たり一万二千七十八円でございまして、今、斎藤委員からお話をありましたように、二十五年産より二千円程度低い水準になつております。二十六年産米の概算金や価格が例年に比べて低下したことなどによつて、今、生産現場の御紹介をしていただきましたが、二十七年産の生産に向けて不安が生じているということは承知をしておるところでございます。

二十六年産米については、ナラシ対策によつて収入減少に対する補填を実施するほか、緊急対策ということで、直接支払交付金の早期支払いを実施する、それから、農林漁業セーフティーネット資金の実質無利子化を図る。それから、米の生産コストを低減し、米価の変動にも対応できるよう、稻作農業の体质強化のための新たな対策、こういうことを実施してきておるところでございます。

やはり、米の需給の安定を図るために、需要に応じた生産を進めるためにきめ細かい情報提供をしていかなければなりませんし、それから、飼料用米等の、ほかに需要のあるものの転換、これを主食用米から図つていく必要がある。こういうふうに思つております、ナラシ対策の加入促進にあわせて農家経営の安定を図つてしまひたいと思っておるところでございます。

○斎藤(和)委員 ナラシ対策といつても、国費で実質補填されるのは三三・七五%で、本当に少ない、こうした形であらわれています。また、匝瑳市は五年間の一番高い米価と低い米価を除いた価格の平均を基準にしますので、平均価格が下がれば、補償された額も必然的に下がつっていくという仕組みで、生産者を支えるものにはなつていません。

飼料米にということですが、これも、一月十九日の政府の産業競争力会議で、飼料用米の本作化は補助金に依存することなく進めるようにと指摘

がされています。農家の方から、いつまで補助金が続くのか、本当に飼料米にして大丈夫なのかという声が既に上がっています。全ての対策を飼料用米だけに求めるというのも、率直に言つて、無理があると思います。

本当に米価暴落の深刻さを認識し、対策を打つこととして、私は、やはり需給調整に乗ります。国が国民の主食として重要な位置づけにあります。そこで、私は、やはり余剰米を賣つておるところではあります。そこで、私は、やはり余剰米は何万トンでしょうか。

○松島政府参考人 委員から余剩米についての御質問がございましたけれども、農林水産者は、毎年、七月から翌年六月の一年間を期間といたしまして、需給見通しというものを発表してございました。そのときに、六月末の在庫数量というのを公示してございまして、昨年六月末の民間在庫数量は二百二十万トンという水準でございました。しかしながら、その二百二十万トンの民間在庫数量には、七月から八、九月、新米ができる間の消費される分ですか、それから、やはり米を安定期に供給するためには一定の流通在庫が必要となることがありますので、この六月末の民間在庫数量が全て余剰になつているというわけではございません。

そういうお米の性格から見まして、一年間、さらには一年間を超えて消費されるという性格があるのですから、明確にこの量が余剰在庫といふことはなかなか申し上げがたいということになります。

○斎藤(和)委員 明確に述べられないという御回答でしたけれども、実際に政府が対策を講じているのは二十万トンです。

全国知事会からも、昨年の十二月、米政策についての緊急要望書が出され、国は、米の需給バランスの改善に向け、必要な対策を講じることを求めるというふうに言われています。また、西川前大臣も、十二月十六日の記者会見で総選挙の選挙結果について問われ、八千円前後では再生産がで

きない、こういうことがやはり大きな投票行動の一つにあらわれたんだだと思いますと答えていらっしゃいます。

○あべ副大臣 委員にお答えいたします。

やはり、しっかりと政府が余剰米の買い入れを行ひ、米価の下落に歯止めをかけるべきだと思ひますが、大臣、いかがでしようか。

国は、米が国民の主食として重要な位置づけにあることを踏まえ、食糧法に基づきまして、大不作などの不測の事態が生じた場合でも国民に米を供給できるよう、百万トン程度を基本に備蓄を行つておるところでございます。

その備蓄の運営に当たりましては、国による米の買い入れ、売り渡しが市場に影響を与えないよう、いわゆる棚上げ備蓄方式としておりまして、毎年、一定量について収穫前に入札による買い入れの契約を行つとともに、大不作などによつて放出品ることがなければ、一定期間保管後に非主食用に販売することとしているところでございます。

農作また需要の減少によりまして米の供給が過剰となつた際に、国が直接市場に介入し、政府買い入れを行ふことにつきましては、食糧法上、政府買い入れは備蓄の円滑な運営を図るために行うものでございまして、需給調整のために行うこととなつていいことから、適切ではないといふふうに考えております。

また、米につきましては、消費者のニーズに即し、需要に応じた生産が行われることが重要でございまして、農作業や需要の減少による需給緩和に關しましては、民間主導による対応が基本であると考えておるところでございます。

このため、平成二十七年度当初予算におきまして、産地であらかじめ生産者が積み立てを行つた上で、長期計画的な販売や輸出などのほかの用途に對しての販売を行う場合に支援する事業を措置しているところでございます。この需給安定に向けた産地の自主的な取り組みを支援しているところでございます。

○斎藤(和)委員 いろいろ言わされましたけれども、それでは米価は下どまりせず、いまだに下がっているという状態が、新聞紙上でも報道が行なわれています。

今でさえ、ぎりぎりの状態です。既に、農政に展望を見出せず、自殺者まで出ています。

群馬県では、昨年一月と八月に相次いで大規模な米農家の方が自殺をされました。一人の方は、十五ヘクタールの農地を持つ六十代の男性で、首をつられたそうです。もう一人の方は三十代。民主党政権下の二〇一〇年、戸別所得補償制度が導入されたことをきっかけに、サラリーマンをやめ、実家の農業を継ぎました。耕作面積は二十六ヘクタール。インターネットを通じて直販などにも挑戦するなど頑張っていたそうです。しかし、自民党農政のもとで、十アール当たり一万五千円の直接支払いは七千五百円に半減され、二〇一八年には廃止をされる方向です。

馬の米農家の方は、彼は国に殺されたようなものだとまで話されているんですね。大型機械が必要になり、そのリース料や修繕費がかさみ、経営が立ち行かなくなっています。同じ群馬の米農家の方は、彼は國に殺されたようなものだとまで話されていますが、こういう事態だからこそ、しっかりと国が需給調整を行なう。もし、またことしも同じような米価暴落をしてはならないということでしょうか。

○松島政府参考人 先ほど大臣の方から御答弁申し上げましたように、国が需給調整の観点から買入れるということは、食糧法上難しく、困難だと考へてございます。

また、米の価格の安定ということにつきましては、主食用米の需要が減少する中で、やはり需要のある飼料用米等への転換を進めていくという形で価格の安定を図つてしまいりたいと考えているところでございます。

○斎藤(和)委員 それではやはり米価暴落に歯どめはかけられないから、ぜひ乗り出す必要がある

のではないかということを質問させていただいています。

もう一つお聞きします。

二〇一四年度まであった米価変動補償交付金を廃止しました。米価変動補償交付金は、米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を全額直接交付するものでした。

しかも、この交付金の対象は、米の直接支払交付金を受けた販売農家と集落営農に対してですからこの廃止は非常に大きいと思います。この制度を続けていれば、今回の米価暴落が直接農家に大打撃を与えることはなかつたはずです。

○あべ副大臣 委員にお答えいたします。

なぜ、この米価変動補償金をなくしたのでしょうか。大臣、復活させる必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○あべ副大臣 委員にお答えいたします。

なぜこの定額部分の廃止をしたのかという問い

と二ついただいておりますが、まず、平成二十五年年末の経営所得安定対策の見直しの中で、米の直接支払交付金、十アール当たりの一万五千円につきましては、米は、麦、大豆などと違いまして、十分な国境措置がございまして、諸外国との生産条件の格差から生じる不利はないこと、全ての販売農家を対象とすることは農地の流動化のベースをおくらせる面があることなどから、一昨年末、平成二十五年末に農政改革の中で経営所得安定対策の見直しを行なっておりまして、米価変動補償交付金につきましては平成二十六年産から廃止することとしたところでございます。

米価が変動したときには、収入減少影響緩和対策、ナラシ対策などのセーフティーネット対策を講じているところでございまして、意欲と能力のある扱い手の経営の安定を図つていく考え方でございます。

○斎藤(和)委員 ナラシ、ナラシとおっしゃいますが、予算面から見ても、ナラシに入っていない人も含めた補填を合わせて一千百八十五億円になつてていると思います。

では、もし仮にこの米価変動補償交付金が存続

していたら、今回の米価暴落では幾ら交付金が支払われることになるでしょうか。

○奥原政府参考人 米価変動補償交付金でござります。

この仕組みは、二十二年産から二十五年産まで

措置をされておりましたけれども、価格が低下し

たときに出る仕組みでございますので、実際に発動されたのは二十二年産だけです。

二十二年産のときの交付額、全体で千五百三十九

ある扱い手の経営の安定を図つていく考え方でござります。

また、交付金を復活すべきではないかといふ問い合わせます。

これが上回る金額になつたものというふうに推測されます。

○斎藤(和)委員 上回る金額というお答えでしたけれども、農水省の方から試算を出していただきました、二千億円という回答が来ておりました。二千億円というこれだけのお金が、いわゆるこの制度をなくしたために農家、農村から奪われてしまつた。経営が立ち行かなくなつたということは、私は当然だと思います。

今回の米価暴落は、米の買入れも行わず、国が需給調整にも責任を持たない、農家が頼りにしていた戸別所得補償制度の直接支払いも廃止の方針を打ち出し、価格変動に対する交付金も廃止する。結果、米価暴落に対して政府がこれまでやつてしたことさえ投げ出していると言えるのではな

いでしょうか。彼らは国に殺されたようなものだという農家の方の訴えをせひ重く受けとめていた

だいて、私は、政治がやはりしっかりと責任を果たす必要があると思います。

国は、今、米の需給調整は行わないというふうに言つておりますが、何が何でも日本の米は買わないという姿勢です。しかし、なぜか海外からは毎年七十七万トンも米を買入っていると思うんですが、これはなぜでしょう。

○松島政府参考人 海外からの米の輸入の関係でござりますけれども、これは、平成六年にガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉が決着いたしました、その際、ミニマムアクセスといつたものについて我が国が同意いたしまして、毎年、消費量の一一定量を輸入するという約束をした結果、今委員が御質問ございましたように、現在、玄米ベースで毎年七十七万トン程度の輸入を行つて

いるということでござります。

○斎藤(和)委員 そもそもミニマムアクセス米は義務でしょうか。

○松島政府参考人 このミニマムアクセスにつき

ましては、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づきましてミニマムアクセス機会を設定するという約束をしているわけでございますけれども、我が国が負っております法的義務の内容は、米の国内消費量の一定割合の数量について輸入機会の提供を行うということでございます。しかしながら、我が国のミニマムアクセス米につきましては、平成五年のガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う閣議了解をしておりますけれども、その趣旨を踏まえまして、国産米の需給に極力影響を与えないように、引き続き国家貿易によって輸入していくこととなつてございます。

その結果、米は国家貿易品目として国が輸入を行ふ立場にあることもありまして、平成六年に衆議院予算委員会において示しました政府統一見解

にありますように、ミニマムアクセス機会を設定すれば、通常の場合当該数量の輸入を行うべきものというふうに考えているところでございます。

○齊藤(和)委員 ミニマムアクセス米はそもそも義務ではないということです。

国家貿易だから輸入するんだというふうにおっしゃいますが、他の国を見れば、例えば韓国では、トウガラシのアクセス数量は七千トン、これ

に対して、入っている数量は千七百トンです。中國の穀物アクセス量は二千一百十五万トンですが、実際輸入しているのは八十七万トンと、各国の需要によって輸入数量の幅というのは現実に変わっています。

そうした状況の中で、日本は相変わらずミニマムアクセス米を買っている。その保管料だけで

も、例えれば一九九五年からの累計で千八百億円以上です。また、このアクセス米は赤字であつて、十年間で見ても二千七百億円、売れずに赤字。つまり、ミニマムアクセス米を買い、税金を投入しまで輸入米を買っている、それなのに日本の米を買わないというのは道理がないと思いません。

しかも、このミニマムアクセス米の中で、二月

七日の日本農業新聞に出されました、「米国産米シェア保証の闇」という記事が載りました。口約束でアメリカと、ミニマムアクセスの半分の数量を買うという約束を日本政府が行つてたという記事です。

これに対して、大臣、真相を明らかにする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○松島政府参考人 委員から御質問がございました二月四日の日本農業新聞の報道については承知してござりますけれども、この件につきましては何度も国会で答弁してございますが、米国からのミニマムアクセス米の輸入に関して、米国との間で御指摘のような合意は存在いたしません。

○齊藤(和)委員 存在しないというふうにおっしゃいますが、実際に、平成十二年から毎年、アクセス米の半数の数量、三十二万トンが輸入し続

けています。もし仮にこうした事態が本当だとすると大問題であり、私は、しっかりと真相を明らかにする責任があると思います。

○林國務大臣 世界の食料の需給また貿易、これが不安定な要素を有しております中で、やはり食料の安定供給を将来にわたつて確保していくことは国民に対する最も基本的な責務の一つであります。国内農業生産の増大を図つて食料自給率を向上させることは大変重要であると考えております。

○江藤委員長 食料・農業・農村基本法におきましても、食料自給率について、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして目標を定めること、こういう規定になつておるところでございます。

○島山委員 食料・農業・農村基本計画における食料自給率目標につきましては、こうした規定に即しまして、カロリーベースで、今御指摘のあつた、現状三九%から四五%に、生産額ベースでは現状六五%から七三%に引き上げる、こういう案を去る三月十七日に食料・農業・農村政策審議会に提示したところでござります。

○島山委員 食料の安定供給を将来にわたつて確保するという点で、引き上げにはもちろん大臣も異論はないわけであります。問題は、では、なぜ自給率が下がってきたのかということです。

○島山委員 農水省は、食料自給率について、前計画の二〇二〇年までに五〇%とした目標を、二〇二五年までに四五%へと引き下げました。その理由を、ふえ続ける農産物等の輸入が自給率を引き下げる

ことにつながったのは明らかだと思います。この上に、この間のTPP交渉をめぐる報道で、米の輸入枠を五万トンふやすとか、牛肉、豚肉の関税を下げるなどと報じられておりま

す。これでは、さらに自給率が大幅に下がることは間違いないのではないか。

これは農水省の事務方に確認しますが、今回、自給率を検討する際の、実現可能性を踏まえた検討という中に、TPPに参加した場合の検討も含

果たして、所信表明の内容で自給率は本当に上がるべきなのかについて質問いたします。

○林國務大臣 それも我が省の資料でございますので、おおむねそういうことでござりますが、先ほどちょっと委員からも昔の数字も触れていただきましたけれども、昭和三十五年、私が生まれたころでございますが、七九%、生産額ベースは九三%，これが二十五年度に、カロリーベースで三九、生産額ベースで六五まで低下してきたわけでござります。

○江藤委員長 やはり背景としては、食生活の洋風化等が進んで、自給率の高い米、米はほとんど自給できてしまつた。これら、畜産物、肉類等、これは餌の多くを輸入に依存しておりますが、この畜産物等の消費が増加をしたということが消費面では言えると思います。

それから、生産体制そのものについてお触れいたしましたが、さらに言いますと、こういう食料消費の変化に国内の生産体制が対応しきれなかつた、こういう側面があるのではないかと考えておるところでございます。

○島山委員 農水省が出す白書では、近年では書いていなんですけども、二〇〇七年度の食料・農業・農村白書では、「食の外部化の進展とともに食料品等の輸入が増加」、また「海外現地法人からの輸入が増加」していることも並べて記載をしています。

大臣は触れませんでしたけれども、このようにふえ続ける農産物等の輸入が自給率を引き下げる

まれてはいるのか、事実の確認だけですので、端的にお答えください。

○あべ副大臣 委員にお答えいたします。

食料自給率目標を含む新たな食料・農業・農村基本計画につきましては、現時点ではTPP交渉の妥結の時期が確定しているわけではないため、TPP交渉を前提とはしていません。

○畠山委員 そのとおりに改定したこの目標の前提にTPPはもちろん入っていないわけです。

ですが、随分と議論もされてきたように、TPPの妥結となれば、肝心の生産現場が壊れていくのではないか。そうなると、やはり、これで本当に食料自給率が上がるのだろうかというような根本的な疑問が湧いて当然だと思うんですね。

これまで、農産物等の輸入が進められて、低価格競争に日本の農家が太刀打ちできませんでした。それに対抗するためと、政府が規模拡大ある枚目をぶらんぐださい。米農家の農業所得に占める直接支払交付金の割合の表です。

これを見て、平均もそうですが、二十へクター以上の米をつくる農家でも国の交付金等への依存度が高くなっています。先ほど齊藤議員も質問したように、ミニマムアクセス米の輸入なども反映しております。規模を拡大しても低価格競争に苦しめられてきた、それをこのように交付金等で補う形でやってきました。

しかし、この直接支払交付金を外していく、TPPになれば関税も外されていく、あるいは、米で新たな輸入枠を設けるなどとなれば、どうしてこれで自給率を上げられると言えるのか、納得がいく根拠を示してもらえませんでしょうか。

○林国務大臣 自給率の向上のためには、食料消費、農業生産の両面における諸課題について、その解決を図っていくことが必要だと考えております。需要に見合ったものをしっかりと生産していく、こういうことではないかというふうに思います。

やはり、消費者や食品産業事業者等がより国産農産物の消費拡大に取り組んでいただく、これが重要だ、こういうふうに思つておりますので、国内外での国産農産物の需要拡大、それから食育の推進、食品に対する消費者の信頼の確保、こういうものに取り組んでいかなければならないと思つております。

農業生産については、農業者等が、国内生産による食料生産能力の向上を図りながら、マーケットインの発想によつて多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大する、これが重要であると思つておりますので、優良農地の確保と扱い手への農地集積、集約化をする、扱い手そのものの育成、確保をする、それから、農業の技術革新、食品産業事業者との連携等による生産、供給体制の構築等の実現、こういうものをしっかりと取り組んでいく、これが大変大事なことではないかというふうに考えております。

○畠山委員 国内の需要拡大はもちろん大事なんですが、今、基本的に立ち返つた議論が必要だと思います。

○梶島政府参考人 お答え申し上げます。

○稻田朋美議員 ごぞいります。

○畠山委員 今、安倍農政改革の先頭に立たれている稻田議員の質問とは思えないほどであります。

○林大臣 この稻田議員の言葉でそのままお聞きいたします。

ちゃんと国境措置をすることによって、日本の農業を守つているんですよ。自給率を上げるなら、今の国境措置、関税のあり方を見直して、歯どめなき農産物輸入拡大を今立ちどまつて考えるべきではないのですか。

○林国務大臣 そのときに赤松大臣がどういうふうに答弁されたか、ちょっと手元に資料はございませんが、当然、食料自給率は国境措置との関係で低下する懸念があるのではないか、こういうお尋ねだと思います。

今交渉中の経済連携またWTOそのものについて、この結果が食料自給率にどういう影響を及ぼすかという仮定の話をお答えするということは、交渉内容に予断を与えることになるために、差し控えさせていただきたいと思いますが、経済

戸別所得補償についての意義をめぐつて議論もされていましたし、土地改良の必要性も熱心に議論されていました。

その中で、民主党政権時の二〇一〇年三月十一日、ある自民党委員が質問でこう述べているんです。「ちゃんと国境措置をすることによって、お米は七七〇%もの関税をかけることによって、日本の農業を守つているんです。いわば農業は防衛なんですよ。」途中略しますが、「上限関税の問題重要な発想によつて多様かつ高度な消費者ニーズに対応した国内農業の生産を拡大する、これが重要であると思つておりますので、優良農地の確保と扱い手への農地集積、集約化をする、扱い手そのものの育成、確保をする、それから、農業の技術革新、食品産業事業者との連携等による生産、供給体制の構築等の実現、こういうものをしっかりと取り組んでいく、これが大変大事なことではないかというふうに考えております。

○梶島政府参考人 お答え申し上げます。

○稻田朋美議員 ごぞいります。

○畠山委員 今、安倍農政改革の先頭に立たれている稻田議員の質問とは思えないほどであります。

○林大臣 この稻田議員の言葉でそのままお聞きいたします。

ちゃんと国境措置をすることによって、日本の農業を守つているんですよ。自給率を上げるなら、今の国境措置、関税のあり方を見直して、歯どめなき農産物輸入拡大を今立ちどまつて考えるべきではないのですか。

○林国務大臣 そのときに赤松大臣がどういうふうに答弁されたか、ちょっと手元に資料はございませんが、当然、食料自給率は国境措置との関係で低下する懸念があるのではないか、こういうお尋ねだと思います。

今交渉中の経済連携またWTOそのものについて、この結果が食料自給率にどういう影響を及ぼすかという仮定の話をお答えするということは、交渉内容に予断を与えることになるために、差し控えさせていただきたいと思いますが、経済

を持つてはいる、こういうことを十分配慮して、重い品目の再生産が引き続き可能となるよう交渉を行つてはいるところです。

○畠山委員 WTOのことはもちろん承知はしているんですけども、そういう体制のもとでも自給率を引き上げてきてはいる国々はあるわけでしょ、そういう意味をきつちり持つてもらわないと。」と大臣に迫つてはいるわけです。

農水省に確認しますが、このときの質問者ははどうなたでしょうか。

○梶島政府参考人 お答え申し上げます。

○稻田朋美議員 ごぞいります。

○畠山委員 今、安倍農政改革の先頭に立たれている稻田議員の質問とは思えないほどであります。

○林大臣 この稻田議員の言葉でそのままお聞きいたします。

ちゃんと国境措置をすることによって、日本の農業を守つているんですよ。自給率を上げるなら、今の国境措置、関税のあり方を見直して、歯どめなき農産物輸入拡大を今立ちどまつて考えるべきではないのですか。

○林国務大臣 そのときに赤松大臣がどういうふうに答弁されたか、ちょっと手元に資料はございませんが、当然、食料自給率は国境措置との関係で低下する懸念があるのではないか、こういうお尋ねだと思います。

資料の二枚目をぶらんぐださい。

実際、特に被災地においては、あすの経営をどうするかということにも苦しみの声が上げられてはいるわけです。これは、昨年の総選挙中に、十二月八日ですが、河北新報において紹介されている記事です。「扱い手消える」被災地の農家に嘆き」とあります。

「石巻市の生産者は、津波被災から復旧した水田を、営農を諦めた近隣の七十戸分も請け負つて

おり、本年産米の価格暴落に苦しむ。」として、文中ですが、同市の農家、大内さん五十二歳は、「今年、計四十五ヘクタールの水田でコメを作つた。」「震災前受託による規模拡大でコメの栽培面積が二十ヘクタールだった大内さん。自宅と農機具は流失を免れたことから、復旧した被災水田での生産を進んで請け負つた。結果、昨年の栽培面積は四十八ヘクタール以上に倍増した。」

少し飛びますが、小見出しに「使命感で支える」というところがあります。「小作料、手伝いの手当、燃料代などを除くと、純利益が十アール当たり一万円残るかどうか」だ。もともと覚悟していって、ここまでやつてきたわけです。その下の五行目になりますが、「町内では来春、さらに三十八ヘクタールで稻作が可能になる。うち十ヘクタールを大内さんが」「またさらに」「引き受け、受託先は八戸以上に増える。」

最後に、では、この大内さんは実際にどう考えているかといふのが、このように述べています。「TPP参加に向けて小さな農家を一掃するのが、政府の狙いではないかと勘ぐりたくなる」「復興への配慮も支援も消え、被災地が経済原理に投げ込まれば、地域で踏ん張る担い手、支え手はないくなる」と厳しい目を農家の方自身が被災地から向けています。

繰り返しになりますが、自給率を上げるというふうに言うだけでも、交付金は減らす、TPPにも参加する、これでは農家は続けられないといふ声が上がっているわけです。農外企業や六次産業化に期待しても、参入した農外企業がもうけが上がらないと撤退した例も、これまで幾つかありました。特に、被災地のような、リスクを抱えるようなところへ農外企業が参入するのか、食料自給率の向上にどのような貢献をするのかといふふうに思うわけです。

大臣 このように河北新報で紹介されている農家のリアルな実態や声に、どのように応えますか。

○林国務大臣 これは被災地で、単なる復旧にと

どまらずに、大内さんですか、その前の規模よりも結果として大きな規模になつて、しっかりと覚悟を決めてやつていただいているという例ではないかというふうに思つております。

一方、自給率との関係でいくと、米は、先ほど申し上げたように、ほぼ自給ということございまますので、さらにこの自給率という意味では、自給ができる米の消費面というものが大事になつてくるのではないかと思います。

そういう意味では、消費拡大の国民運動や、国産農産物を求める食品産業事業者、米を原料として使つてもうといふところも含めてやつていく

ということ、それから、この大内さんの場合は多分それはできているんだと思いますが、やはり集積をしていくことによつてコスト縮減を図つていく、そういう中で、いわゆる売り上げから生産費を引いた所得というものをなるべく上げていふと思つております。

さらに、米以外のところで申し上げますと、先ほど言いました、食生活が変わっていく中で、畜産物あるいは麦、大豆といったような今自給率が低いところにもしっかりとお支えしていく、この両面でもつてやつていかなければならぬと思つております。

その後、数次にわたる改正を経て今日に至つておりますが、その間、本法による山村振興計画にて、昭和四十年に衆議院農林水産委員長の提出によって制定されました。

山村振興法は、山村地域における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて他地域との格差の是正及び国民経済の発展を図ることを目的として、昭和四十年に衆議院農林水産委員長の提出によって制定されました。

その後、数次にわたる改正を経て今日に至つておりますが、その間、本法による山村振興計画にて、ここに向かっていくといふこともあわせて考えてまいらなければならない、こういうふうに思つております。

○畠山委員 自給率引き上げは国民的な願いでもあります。しかし、今回の所信表明から出でてくる結論はそうならないのではないか、一部の農家しか生き残れない農業改革ではないのかという問題点を、これらの審議で徹底的に議論していきた

策の具体化等、一層の国の取り組みを日本共産党は求めるものです。

質問を終わります。

○江藤委員長 次に、山村振興法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、各党間の協議の結果、お手元に配付いたしておりますとおりの起草案を得ました。

本起草案の趣旨及び主な内容につきまして御説明申し上げます。

山村振興法は、山村地域における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて他地域との格差の是正及び国民経済の発展を図ることを目的として、昭和四十年に衆議院農林水産委員長の提出によって制定されました。

その後、数次にわたる改正を経て今日に至つておりますが、その間、本法による山村振興計画にて、ここに向かっていくといふこともあわせて考えてまいらなければならない、こういうふうに思つております。

一方、山村地域は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能の發揮に重要な役割を担つており、このような役割に対し、国民の寄せる期待はますます大きくなつてきております。

市町村が定める山村振興計画等の規定事項に、地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び住民の福祉の向上に係る規定を追加するとともに、山村振興計画に、税制特例措置を伴う産業の振興のための施策の促進に関する事項を記載することができます。

第五に、都道府県が定める山村振興基本方針、市町村が定める山村振興計画等の規定事項に、地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び住民の福祉の向上に係る規定を追加するとともに、山村振興計画に、税制特例措置を伴う産業の振興のための施策の促進に関する事項を記載することができます。

第六に、国は、山村振興計画に基づく事業のうち、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取り組みを推進する事業に対する助成等の措置を講ずることとしております。

第七に、再生可能エネルギーの利用の推進、介護給付等対象サービス等の確保等及び教育環境の整備について、配慮規定を追加することとしてお

ります。

第一に、本法の目的として、山村の自立的発展を促進すること並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図ることを追加することとしております。

第三に、山村の定義について、「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つている」との文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない」との文言に改めることとしております。

第四に、基本理念に関する規定を新設し、山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に發揮され、国民が将来にわたつてそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として行わなければならないこと、また、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として行わなければならないこととしております。

第五に、都道府県が定める山村振興基本方針、市町村が定める山村振興計画等の規定事項に、地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び住民の福祉の向上に係る規定を追加するとともに、山村振興計画に、税制特例措置を伴う産業の振興のための施策の促進に関する事項を記載することができます。

第六に、国は、山村振興計画に基づく事業のうち、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取り組みを推進する事業に対する助成等の措置を講ずることとしております。

第七に、再生可能エネルギーの利用の推進、介護給付等対象サービス等の確保等及び教育環境の整備について、配慮規定を追加することとしてお

ります。

第一に、本法の有効期限を十年間延長して、平

成三十七年三月二十一日までとすることとしておりました。

第二に、本法の目的として、山村の自立的発展を促進すること並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図ることを追加することとしております。

第三に、山村の定義について、「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つて

ります。

なお、この法律は、平成二十七年四月一日から施行することとしております。ただし、法の有効期限の延長に関する規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が、本起草案の趣旨及び内容であります。

山村振興法の一部を改正する法律案 〔本号末尾に掲載〕

山村振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○江藤委員長 この際、本起草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。農林水産大臣林芳正君。

○林国務大臣 本法律案の御提案に当たり、委員長及び委員各位の払われた御努力に深く敬意を表するものでございます。

政府としては、山村地域の現状に鑑み、本法律案については特に異存はないところであります。この法律案が御可決された暁には、関係府省と連携をとりつつ、配慮規定等に十分留意するとともに、施策の一層の充実を図るなど、その適切な運用に努め、山村地域の一層の振興を期してまいる所存であります。

○江藤委員長 お諮りいたします。

山村振興法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付いたしております起草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○江藤委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時六分散会

山村振興法の一部を改正する法律案 〔本号末尾に掲載〕

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かん養」を「涵養」に改め、「保全」の下に「良好な景観の形成、文化の伝承」を加え、

「山村が」を「山村の」に、「について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の」を「の状況に鑑み、山村の振興に関し、基本理念を定め、その」に改め、「より」の下に「、山村の自立的発展を促進し」を、「向上」の下に「並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」を加える。

第二条中「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている」を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第二条の二 山村の振興は、山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受受けることができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行わなければならない。

○江藤委員長 起立総員。よつて、本案は委員会提出の法律案とするに決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○江藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

第三条中「山村の担つて いる国土の保全、水源の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならぬい。

第七条の二中第六項を第七項とし、第三項から

のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図るとともに、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定による地域振興に関する計画との調和が保たれるよう考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図ることを旨とし」を「前条の基本理念(次条及び第五条において「基本理念」という。)のつとりに改め、同条第一号中「発達させる」を「確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進する」に改め、同条第三号中「農林産物の加工業」を「地域の特性を生かした農林産物の加工業及び販売業」に改め、「導入」の下に「地域資源の活用による」を、「育成」の下に「再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を加え、「介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備」を加える。

第四条中「国は」の下に「、基本理念にのつとり」を加える。

第五条中「地方公共団体は」の下に「、基本理念にのつとり」を加える。

第七条の二第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「確保」の下に「、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備」を加え、「及び労働条件の改善」を「、労働条件の改善等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「開発」の下に「、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び販売業等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等の事業の振興のための施策に関する事項

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業(振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたもの)を店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等の施策に関する事項

四 医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項

五 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項

第七条の二中第六項を第七項とし、第三項から

第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 山村振興基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定による国土形成計画その他の法令の規定による地域振興に関する計画との調和について適切な考慮が払われたものでなければならない。

第八条第一項中「、政令で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「当該山村振興計画」の下に「産業振興施策促進事項に係る部分を除く。」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第二項を同条第十四項とし、同条第一項の次に次の十二項を加える。

2 山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 振興の基本方針

二 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策に関する事項

二 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策に関する事項

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業(振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたもの)を店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。)等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等の施策の振興のための施策に関する事項

四 医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項

五 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項

山村振興計画には、前項第二号に掲げる事項に關し、当該振興山村の特性に応じた農

<p>林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（以下「産業振興施策促進事項」という。）を記載することができる。</p> <p>4 産業振興施策促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 産業の振興のための施策を促進する区域（以下「産業振興施策促進区域」という。）</p> <p>二 地域資源を活用する製造業・振興山村において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業をいう。第十四条において同じ。）、農林水産物等販売業その他の当該産業振興施策促進区域において振興すべき業種</p> <p>三 前号の業種の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項</p> <p>四 産業の振興のための施策の促進に係る期間</p> <p>5 前項各号に掲げるものほか、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。</p> <p>一 産業振興施策促進事項の目標</p> <p>二 その他主務省令で定める事項</p> <p>6 第四項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。</p> <p>一 森林資源活用型地域活性化事業（産業振興施策促進区域において、林業者若しくは木材製造業を営もうとする者又は林業若しくは木材製造業を営む法人を設立しようとする者を含む。）又はこれら者の組織する団体が、未利用又は利用の程度の低い森林資源を活用することにより、産業振興施策促進区域における産業の振興を図る事業をいう。以下この条及び第八条の六において同じ。）に関する事項</p> <p>二 補助金等交付財産活用事業（補助金等交付財産・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第二百七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第一</p>	<p>二 条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第八条の七において同じ。）に関する事項</p> <p>7 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載しようとするとときは、当該産業振興施策促進事項について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>8 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第四項第三号に掲げる事項を記載しようとするとときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならぬ。</p> <p>9 次に掲げる者は、振興山村市町村に対して、第一項の同意を得た当該振興山村市町村の山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載することを提示しなければならない。</p> <p>一 当該提案に係る産業振興施策促進事項として記載しようとする第四項第三号に規定する事業を実施しようとする者</p> <p>二 前号に掲げる者ほか、同号の産業振興施策促進事項に關し密接な関係を有する者</p> <p>10 前項の規定による提案を受けた振興山村市町村は、当該提案に基づき山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興施策促進事項を記載するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。</p>
<p>二 条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第八条の七において同じ。）に関する事項</p> <p>7 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載しようとするとときは、当該産業振興施策促進事項について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>8 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第四項第三号に掲げる事項を記載しようとするとときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならぬ。</p> <p>9 次に掲げる者は、振興山村市町村に対して、第一項の同意を得た当該振興山村市町村の山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載することを提示しなければならない。</p> <p>一 当該提案に係る産業振興施策促進事項として記載しようとする第四項第三号に規定する事業を実施しようとする者</p> <p>二 前号に掲げる者ほか、同号の産業振興施策促進事項に關し密接な関係を有する者</p> <p>10 前項の規定による提案を受けた振興山村市町村は、当該提案に基づき山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。</p>	<p>二 産業振興施策促進事項の実施が産業振興施策促進区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。</p> <p>三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。</p> <p>四 森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した産業振興施策促進事項について、は、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者の当該森林資源活用型地域活性化事業に係る次に掲げる事項が記載されており、かつ、その事項が当該森林資源活用型地域活性化事業を確実に遂行するため適切なものであると認められること。</p> <p>イ 森林資源活用型地域活性化事業の目標</p> <p>ロ 森林資源活用型地域活性化事業の内容及び実施期間</p> <p>ハ 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設を整備しようとすると場合にあつては、当該施設の種類及び規模</p> <p>二 森林資源活用型地域活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法</p> <p>11 主務大臣は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>12 主務大臣は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>13 主務大臣は、産業振興施策促進事項について第七項の同意をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（山村の援助）</p> <p>第八条の二 国及び都道府県は、振興山村市町村に対し、山村振興計画の作成に関し必要な助言、指導その他の援助を行ふよう努めるものとする。</p> <p>（山村振興計画の変更）</p> <p>第八条の三 振興山村市町村は、第八条第一項の</p>
<p>二 条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第八条の七において同じ。）に関する事項</p> <p>7 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載しようとするとときは、当該産業振興施策促進事項について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>8 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第四項第三号に掲げる事項を記載しようとするとときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならぬ。</p> <p>9 次に掲げる者は、振興山村市町村に対して、第一項の同意を得た当該振興山村市町村の山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載することを提示しなければならない。</p> <p>一 当該提案に係る産業振興施策促進事項として記載しようとする第四項第三号に規定する事業を実施しようとする者</p> <p>二 前号に掲げる者ほか、同号の産業振興施策促進事項に關し密接な関係を有する者</p> <p>10 前項の規定による提案を受けた振興山村市町村は、当該提案に基づき山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載するか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。</p> <p>（措置の要求）</p> <p>第八条の五 主務大臣又は第八条第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項には、当該特定振興山村市町村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を求めることができる。</p> <p>（措置の要求）</p> <p>第八条の五 主務大臣又は第八条第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項には、当該特定振興山村市町村に対し、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該特定振興山村市町村に対し、当該事業の実施に関し必要な措置を講ずること</p>	<p>同意を得た山村振興計画の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 第八条第十四項及び第十五項の規定は、前項の山村振興計画の変更について準用する。</p> <p>3 第一項の場合において、当該変更が第八条第七項の同意を得た産業振興施策促進事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）を含むものであるときは、振興山村市町村は、当該産業振興施策促進事項の変更について、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>4 第八条第八項から第十三項までの規定は、前項の産業振興施策促進事項の変更について準用する。</p> <p>5 第一項の場合において、当該変更が第八条第七項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、当該山村振興計画に産業振興施策促進事項が記載され、この場合においては、当該提案に係る産業振興施策促進事項を記載して、当該提案に係る事業を実施しようとすることができる。この場合においては、当該提案をした者に通知しなければならない。</p> <p>6 第八条第八項に規定する関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>7 第八条第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第七項の同意をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。</p> <p>8 第八条第八項に規定する関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>9 第八条第八項に規定する関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>10 第八条第八項に規定する関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>11 第八条第八項に規定する関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>12 第八条第八項に規定する関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p> <p>13 第八条第八項に規定する関係行政機関の長の同意を得なければならない。</p>

を求めることができる。

2 主務大臣は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進事項が第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定振興山村市町村に対し、当該産業振興施策促進事項の変更その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第八条の六 振興山村市町村が、第八条第四項第三号に掲げる事項に森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した山村振興計画について、同条第一項及び第七項の同意(第八条の三第一項及び第三項の変更の同意を含む。次条において同じ)を得たときは、林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む)については、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第二項の規定にかかるべく、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第八条の七 振興山村市町村が、第八条第四項第三号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した山村振興計画について、同条第一項及び第七項の同意を得たときは、同条第一項の同意の日(補助金等交付財産活用事業に関する事項の変更を含む山村振興計画の変更の場合にあつては、第八条の三第一項の変更の同意の日)において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたもののみ

なす。

(農地法等による処分についての配慮)

第八条の八 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の土地を当該山村振興計画の産業振興施策促進事項に記載された事業の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該産業振興施策促進区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(中小企業者に対する配慮)

第八条の九 国及び地方公共団体は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内において、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第二百五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう。)が当該山村振興計画の産業振興施策促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

(再生可能エネルギーの利用の推進)

第八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の再生可能エネルギーの利用の推進に当たつては、その利用が地域経済の発展に寄与することとなるよう適切な配慮をするものとする。

(第十二条の次に次の第一条を加える。)

第十二条 刪除

第十三条中「認定法人が保全事業等の用に供するために認定計画に従つて新たに取得し、又は製作」若しくは建設した機械及び装置並びに建物等及びその附属設備については「国は」に、「特別

償却を行うことができる」を「山村の振興に必要な措置を講ずるものとする」に改める。

第十四条中「振興山村の区域内において保全事業等のうち総務省令で定める事業」を「特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内において当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業」に改め、「供する」の下に「施設又は」を加え、「認定法人」を「者」に改める。

第十五条及び第十六条を次のよう改める。

第十五条及び第十六条 削除

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条の二 国及び地方公共団体は、振興山村において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用して、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の再生可能エネルギーの利用の推進に当たつては、その利用が地域経済の発展に寄与することとなるよう適切な配慮をするものとする。

(第十二条の次に次の一条を加える。)

第十二条 刪除

第十三条 中「認定法人が保全事業等の用に供するために認定計画に従つて新たに取得し、又は製作」若しくは建設した機械及び装置並びに建物等及びその附属設備については「国は」に、「特別

設の整備等」に改め、同条中「老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)第五条の二第二項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削る。

(教育環境の整備)

第二十一条の四 国及び地方公共団体は、振興山村に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするものとする。

第二十二条の三の次に次の二条を加える。

第二十二条 附則

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 地方公共団体が、この法律による改正前の山村振興法(以下この条において「旧法」といいう。)第七条第一項に規定する振興山村の区域内において旧法第十四条に規定する事業の用に供する設備を平成二十七年三月三十一日以前に新設し、又は増設した旧法第十二条第五項に規定する認定法人に係る不動産取得税又は固定資産税について不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(総務省設置法の一部改正)

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一

号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十七年三月三十日

一日の項を削り、同表平成二十七年三月三十日
日の項を次のように改める。

これが、この法律案を提出する理由である。
けるほか、所要の規定の整備を行つ必要がある。

平成三十七年三月
三十一日

振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 國土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十七年三月三十日の項を削り、同表平成三十七年三月三十日の項を次のように改める。

平成三十七年三月
三十一日 振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第五条の表平成二十七年三月三十日の項を削り、同表平成三十七年三月三十日の項を次のように改める。

平成三十七年三月
三十一日 山村振興法
半島振興法

附則第十条第一項の表平成二十七年三月三十日の項を削り、同表平成三十七年三月三十日の項を次のように改める。

平成三十七年三月
三十一日 振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務
半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

山村振興法の実施の状況に鑑み、その有効期限を平成三十七年三月三十一日まで延長するとともに、基本理念に関する規定を設けること等により

理由

山村振興の方向性をより明確化し、山村振興計画の記載内容を充実させる等産業の振興のための施策に関する規定を整備し、あわせて再生可能エネルギーの利用の推進等について配慮する規定を設

本案施行に要する経費としては、平年度約三十億円の見込みである。

本案施行に要する経費

平成二十七年四月一日印刷

平成二十七年四月三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

F